RENOVA

第19回 定時株主総会 招集ご通知

2017年6月1日 ▶ 2018年5月31日

開催日時 2018年8月29日（水曜日）午前10時
受付開始 午前9時

開催場所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル　本館中2階　光の間

昨年と開催場所が異なりますので、
お間違えのないようご注意ください。

議　案
第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役8名選任の件
第3号議案　取締役に対する株式報酬の額及び内容決定の件

目　次

第19回定時株主総会招集ご通知 …… 4
株主総会参考書類…… 7
事業報告…… 22
連結計算書類…… 56
計算書類…… 58
監査報告書…… 60

株主総会におけるお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使について

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書用紙のご返送又はインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。



行使期限：2018年8月28日（火曜日）午後5時

株式会社レノバ

証券コード：9519

株主の皆さまへ

レノバは、「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し枢要な社会的課題を解決する」ことをミッションとして掲げ、太陽光、風力、木材などのバイオマス資源、地熱といった再生可能エネルギーを利用した電源の開発・運営を行っています。

レノバが取り組む再生可能エネルギー事業は、地球規模の課題を解決する壮大な事業であると共に、発電所の立地する地域に根差し、長期にわたって地域社会と共存する事業でもあります。

レノバは業界のリーダーとして、世界におけるエネルギー変革の潮流にしっかりと目を向けながら、事業が地域の経済や社会の活性化につながる仕組みづくりを常に志向して、持続的かつ自立可能な再生可能エネルギー電源の導入を推進してまいります。

株主・投資家の皆様に対して「株式価値の持続的な創出」のコミットメントを果たすため、高い志と規律を持って事業に取り組んでまいります。これからも皆様からのご支援を賜りますよう、どうぞ宜しくお願い申しあげます。



代表取締役会長　千本 倖生

代表取締役社長CEO　木南 陽介

稼働中・建設中・開発中(注)1を含む発電容量は

約1,500MW＝1.5GW(ギガワット)

太陽光発電　バイオマス発電　風力発電　地熱発電

(建設中、開発中事業の運転開始の年月は、2018年6月末現在における予定です。)

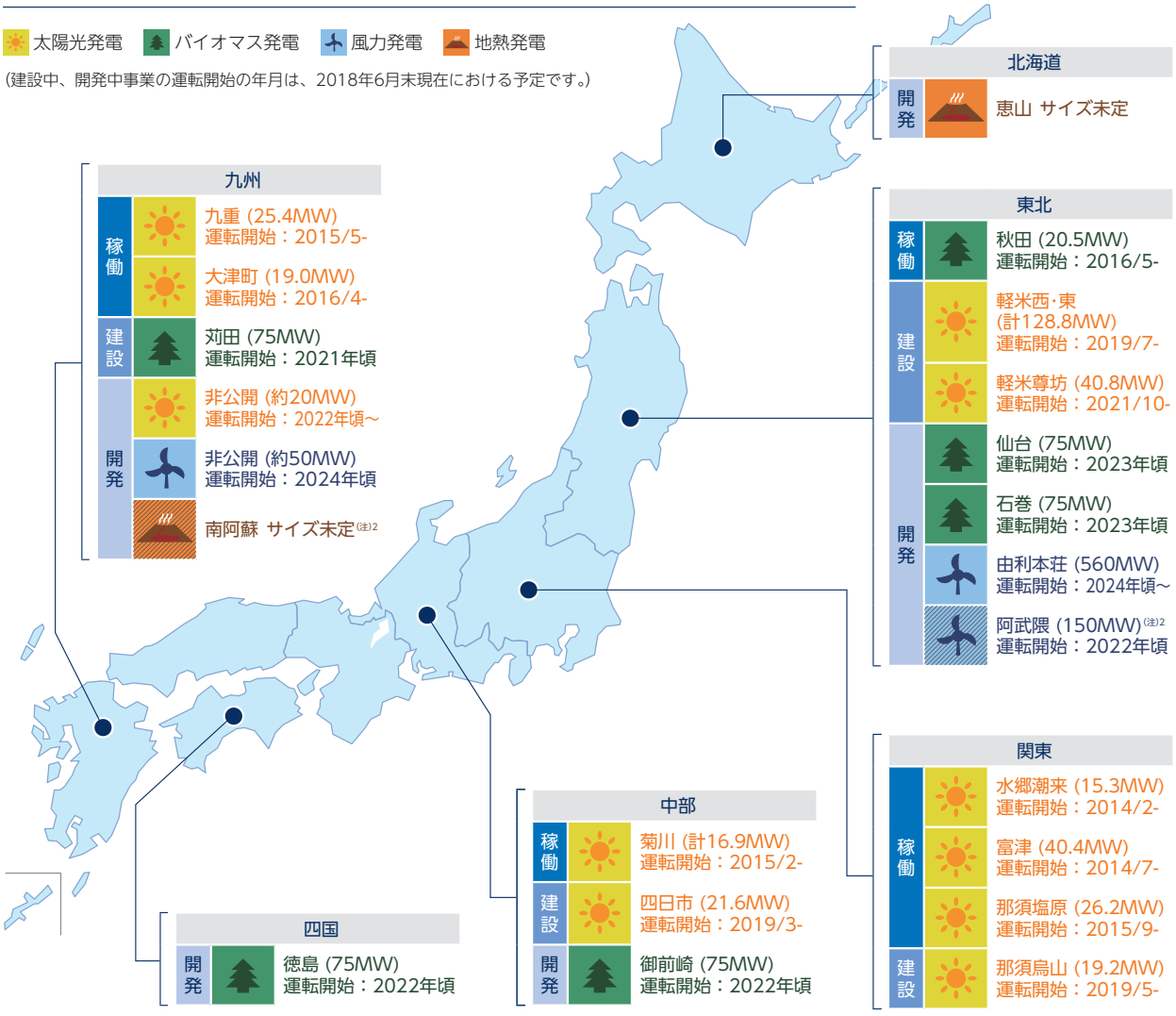

(注) 1．開発中の事業は、「推進中事業」、「アセス中事業」及び「先行投資事業」(P.34参照) を含みます。開発状況や進捗に伴い、変更、遅延又は中止となる可能性があります。
2．他社が開発推進をリードしている事業です。

地域との共生

当社の事業は、地域資源の有効活用や新たな雇用の創出などに伴う地域活性化などが期待でき、「地方創生」そのものといえます。

チップ加工という
新しい仕事が生まれたことで
安定的に利益を確保できます。

一般住宅向け資材を中心に林業を営んできましたが、近年は競争が厳しさを増していました。バイオマス発電事業がスタートしたことで、原料として提供するチップの加工という新しい仕事が生まれました。林業としても、切り出してもお金にならなかった木材や間伐材などを燃料として販売できるようになりました。安定的に利益を生み出せるようになり、社員を5名増員しました。若い従業員に子供も生まれ、養う家族も増えて、会社も賑やかになっています。



有限会社秋田グリーンサービス
代表取締役会長　佐藤國男 様





能代運輸株式会社
取締役 業務部長 通関士　平川成範 様

大規模な貨物を取り扱うことになり
その実績から新たな仕事の引き合いを
いただきました。

バイオマス発電を安定的に稼働させるための補助燃料として用いられるPKS（パーム椰子殻）をインドネシア、マレーシアから輸入しています。秋田港を利用する輸入材が一つ増え、年間で想定されているPKS使用量約5万トンが継続的に秋田港に荷揚げされているので、港湾利用拡大という点でも大変評価されています。当社においても、かつてない大規模な輸入を手掛けたことを実績としてご評価いただき、新たな仕事の引き合いにもつながっています。

証券コード：9519
2018年８月７日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目7番2号
株式会社レノバ
代表取締役社長CEO　木南 陽介

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネット等により、議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、次ページのご案内に従って、2018年８月28日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送又はご入力をお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日　時　2018年8月29日（水曜日）午前10時

2. 場　所　東京都千代田区内幸町一丁目1番1号　帝国ホテル　本館中2階　光の間

昨年と開催場所が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

3. 目的事項

報告事項

1．第19期（2017年６月１日から2018年５月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第19期（2017年６月１日から2018年５月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役8名選任の件
第3号議案　取締役に対する株式報酬の額及び内容決定の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.renovainc.com/ir/meeting）に掲載しておりますので、本招集ご通知に記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.renovainc.com/ir/meeting）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法は、次の3つの方法がございます。株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使ください

株主総会に当日ご出席いただける方



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

株主総会開催日時

2018年 **8月29日**（水）午前10時

ご郵送で議決権を行使される方

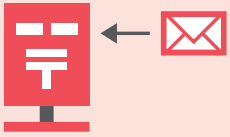

同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示のうえご返送ください。

行使期限

2018年 **8月28日**（火）午後5時到着

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人様を含みます）につきましては、㈱東京証券取引所等により設立された合弁会社が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、次ページに記載のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン・スマートフォンまたはタブレット・携帯電話とで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ先

証券代行ウェブサポート（三井住友信託銀行株式会社）

0120-652-031（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

ますようお願い申しあげます。

インターネットで議決権を行使される方

当社指定の議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.netにて
議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2018年 **8月28日**（火）午後5時まで

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォン等をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

! 議決権行使ウェブサイトの「議決権行使コード」及び「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。

パソコンの場合



1「次へすすむ」をクリック

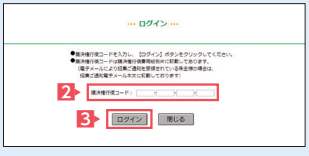

2「議決権行使コード」を入力
3「ログイン」をクリック

スマートフォン・タブレットの場合



1「次へすすむ」をタッチ

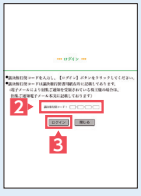

2「議決権行使コード」を入力
3「ログイン」をタッチ

携帯電話の場合

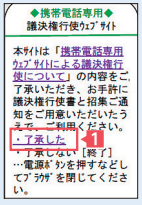

1「了承した」を押す

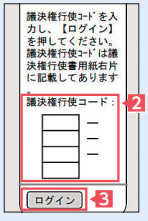

2「議決権行使コード」を入力
3「ログイン」を押す

以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

株主総会参考書類

第1号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 今後の事業拡大に伴う従業員の増加を見据えるとともに、更なる業務効率の向上を図るため、本店の所在地を東京都千代田区から東京都中央区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、2018年8月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。

(2) 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとしておりますが、発電所を所有する当社連結子会社及び関連会社（以下「発電事業子会社」といいます）は決算期が3月31日であります。当社単体及び当社グループの連結上の決算期を3月31日に統一し、発電事業子会社の業績開示のタイムラグを解消することで、より理解しやすい連結決算の実現及び適切な経営情報の開示を図るため、当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までに変更するものであります。なお、事業年度の変更にともなう経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（本店の所在地） 第3条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。	（本店の所在地） 第3条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。
（基準日） 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。	（基準日） 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
（事業年度） 第45条　当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。	（事業年度） 第45条　当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
（期末配当金） 第46条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。	（期末配当金） 第46条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

現行定款	変更案
（中間配当金） 第47条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	（中間配当金） 第47条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
＜新設＞	（附則） 第1条　第3条の変更は、2018年8月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。 第2条　第45条の規定にかかわらず、2018年6月1日から始まる第20期事業年度は、2019年3月31日までの10ヶ月間とする。なお、本条は、第20期事業年度経過後、これを削除する。

第2号議案　取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名		現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任	千本（せんもと） 倖生（さちお）		代表取締役会長	11回中11回（100%）
2	再任	木南（きみなみ） 陽介（ようすけ）		代表取締役社長CEO	11回中11回（100%）
3	再任	水島（みずしま） 正（ただし）	社外取締役 独立役員	取締役	11回中11回（100%）
4	再任	村山（むらやま） 利栄（りえ）	社外取締役 独立役員	取締役	11回中11回（100%）
5	再任	南川（みなみかわ） 秀樹（ひでき）	社外取締役 独立役員	取締役	8回中8回（100%）
6	再任	蟹江（かにえ） 憲史（のりちか）	社外取締役 独立役員	取締役	8回中8回（100%）
7	再任	竹内（たけうち） 行夫（ゆきお）	社外取締役 独立役員	取締役	8回中8回（100%）
8	再任	芳川（よしかわ） 恒志（ひさし）	社外取締役 独立役員	取締役	6回中6回（100%）

（ご参考）＜取締役候補者の選定の方針とそのプロセスについて＞

【方針】
当社では、取締役会全体の構成において、多様性、知識・経験・能力のバランスが確保されることを考慮の上、優れた人格・見識と高いコンピテンシーを備え、その職責を全うすることのできる者を取締役候補者として選定する方針としています。

【プロセス】
上記方針を踏まえ、代表取締役社長が取締役候補者の選任案を作成し、指名・報酬委員会（※）での審議を経て、取締役会において候補者を決定しました。

（※）当社では、経営の透明性・客観性を高め、また、取締役及び執行役員の報酬の妥当性を確保するために、取締役会の諮問機関として任意機関である指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は、社外取締役３名及び代表取締役会長、代表取締役社長で構成されており、半数以上を独立性を有する社外取締役で構成するとともに、委員長は社外取締役より選任しています。

候補者番号 1

千本 倖生（せんもと さちお）（1942年9月9日生）

所有する当社株式の数 **2,637,400** 株

取締役会への出席状況 **11**回中**11**回（100%）



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 6 月	第二電電株式会社（現KDDI株式会社）創業 取締役副社長 就任
1996年 4 月	慶應義塾大学経営大学院教授 就任
1999年11月	イー・アクセス株式会社創業 代表取締役社長 就任
2002年 6 月	同社 代表取締役社長兼CEO 就任
2005年 1 月	同社 代表取締役会長兼CEO 就任
	イー・モバイル株式会社創業 代表取締役 就任
2005年 6 月	同社 代表取締役会長兼CEO 就任
2007年 6 月	イー・アクセス株式会社 取締役会長 就任
2010年 6 月	同社 代表取締役会長 就任
	イー・モバイル株式会社 代表取締役会長 就任
2013年 1 月	同社 取締役名誉会長 就任
2014年 4 月	当社 取締役 就任
2015年 8 月	当社 代表取締役会長 就任（現任）
2016年 8 月	セグエグループ株式会社 社外取締役 就任（現任）

＜重要な兼職の状況＞

セグエグループ株式会社 社外取締役

取締役候補者とする理由

千本倖生氏は、第二電電株式会社（現KDDI株式会社）を共同創業した後、慶應義塾大学経営大学院教授を経て、イー・アクセス株式会社及びイー・モバイル株式会社を創業し、企業経営者として豊富な経験を有しております。同氏は、2014年4月に当社取締役、2015年8月には代表取締役会長として、当社経営の中心的な役割を担ってきました。同氏が引き続き代表取締役会長として経営全般において指導力を発揮し、持続的な成長をめざしていくことが最適であると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 2

木南 陽介（きみなみ ようすけ）（1974年10月5日生）

所有する当社株式の数 **7,450,000** 株

取締役会への出席状況 **11**回中**11**回（100%）



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4 月	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン 入社
2000年 5 月	株式会社リサイクルワン（現当社）設立 代表取締役社長 就任
2016年 6 月	当社 代表取締役社長CEO 就任（現任）

取締役候補者とする理由

木南陽介氏は、大手コンサルティング会社を経て2000年5月に当社を設立し、18年にわたり当社代表取締役として環境ビジネスを手掛け、現在の再生可能エネルギー事業を推進してまいりました。当社の持続的な成長のために、同氏が引き続き代表取締役社長として経営の指揮を執ることが最適であると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 3

水島　正（みずしま　ただし）（1951年5月21日生）

所有する当社株式の数：19,200株
取締役会への出席状況：11回中11回（100%）



再任
社外取締役
独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年４月　株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
1999年４月　同行考査部（東京）主任考査役 就任
2000年10月　ユニゾン・キャピタル株式会社CFO 就任
2005年７月　株式会社コンサルティング・ワン 代表取締役 就任（現任）
2008年８月　クオンタムリープ株式会社　取締役副社長 就任
2011年１月　PNBアセット・マネジメント・ジャパン株式会社 代表取締役社長 就任
2011年２月　当社 取締役 就任（現任）

＜重要な兼職の状況＞

株式会社コンサルティング・ワン 代表取締役

社外取締役候補者とする理由

水島正氏は、大手銀行や投資ファンド、コンサルティング会社等における豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営管理の専門家としての観点から、当社の経営全般について助言と監督機能を果たしていただけると判断し、社外取締役候補者としました。

なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年6ヶ月であります。

候補者番号 4

村山　利栄（むらやま　りえ）（1960年5月1日生）

所有する当社株式の数：ー株
取締役会への出席状況：11回中11回（100%）



再任
社外取締役
独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年11月　CSファーストボストン証券会社 入社
1993年３月　ゴールドマン・サックス証券会社東京支店（現ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社
2001年11月　同社 マネージング・ディレクター就任
2016年６月　当社 取締役 就任（現任）
2017年４月　株式会社ComTech 代表取締役会長 就任（現任）
2017年６月　株式会社カチタス 社外取締役 就任（現任）

＜重要な兼職の状況＞

株式会社ComTech 代表取締役会長
株式会社カチタス 社外取締役

社外取締役候補者とする理由

村山利栄氏は、投資銀行において、トップアナリストとして豊富な経験と幅広い見識を有しており、投資家の目線で当社の経営全般について助言と監督機能を果たしていただけると判断し、社外取締役候補者としました。

なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年2ヶ月であります。

候補者番号 5



再任
社外取締役
独立役員

南川 秀樹（みなみかわ ひでき）（1949年12月27日生）

所有する当社株式の数：ー 株

取締役会への出席状況：8回中8回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4 月	環境庁（現環境省）入庁
2002年 7 月	環境省 大臣官房審議官 就任
2005年 7 月	環境省 自然環境局長 就任
2006年 9 月	環境省 地球環境局長 就任
2008年 7 月	環境省 大臣官房長 就任
2010年 8 月	環境省 地球環境審議官 就任
2011年 1 月	環境事務次官 就任
2013年 7 月	環境省 顧問 就任
	福島中間貯蔵等連絡調整推進本部長 就任
2013年 8 月	早稲田大学 客員上級研究員（環境経済論担当）就任（現任）
2014年 4 月	東京経済大学 経済学部客員教授 就任
2014年 6 月	一般財団法人日本環境衛生センター 理事長 就任（現任）
2015年 6 月	日本廃棄物団体連合会 会長 就任
2017年 6 月	株式会社ファンケル 社外監査役 就任（現任）
2017年 8 月	当社 取締役 就任（現任）

＜重要な兼職の状況＞

早稲田大学 客員上級研究員
一般財団法人日本環境衛生センター 理事長
株式会社ファンケル 社外監査役

社外取締役候補者とする理由

南川秀樹氏は、環境省において環境事務次官等を歴任し、気候変動枠組条約締結に尽力される等、広く国内外の環境行政に精通されていることから、当社の再生可能エネルギー事業において、専門的、かつ高い視点からの幅広い助言をいただけると判断し、社外取締役候補者としました。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

候補者番号 6



再任
社外取締役
独立役員

蟹江 憲史（かにえ のりちか）（1969年5月3日生）

所有する当社株式の数：ー 株
取締役会への出席状況：8回中8回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年11月	国際連合大学高等研究所 客員リサーチアソシエイト 就任
2001年10月	北九州市立大学法学部 助教授 就任
2003年 4 月	東京工業大学大学院社会理工学研究科 助教授 就任
2009年 8 月	持続可能な開発と国際関係研究所（IDDRI）客員教授 就任
2014年 7 月	国際連合大学サステイナビリティ高等研究所 シニアリサーチフェロー 就任（現任）
2015年 4 月	東京工業大学大学院社会理工学研究科 連携教授 就任
	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授 就任（現任）
	大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所 客員教授 就任（現任）
2015年 9 月	東京大学国際高等研究所サステイナビリティ学連携研究機構 客員教授 就任（現任）
2016年 4 月	東京工業大学大学院社会理工学研究科 特定教授 就任（現任）
2017年 8 月	当社 取締役 就任（現任）

＜重要な兼職の状況＞

国際連合大学サステイナビリティ高等研究所 シニアリサーチフェロー
慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授
大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所 客員教授
東京大学国際高等研究所サステイナビリティ学連携研究機構 客員教授
東京工業大学大学院社会理工学研究科 特定教授

社外取締役候補者とする理由

蟹江憲史氏は、国内外大学や、環境省及び経済産業省での各種委員等での活動を通じ、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進に重要な役割を担っておられます。これらの経験から、当社の再生可能エネルギー事業において、高い視点で幅広い助言をいただけると判断し、社外取締役候補者としました。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

候補者番号 7



再任
社外取締役
独立役員

竹内　行夫（たけうち　ゆきお）（1943年7月20日生）

所有する当社株式の数
9,600 株

取締役会への出席状況
8回中8回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1967年 4 月	外務省入省
1989年 8 月	在連合王国大使館 参事官 兼 在ロンドン総領事館総領事 就任
1991年 1 月	在連合王国大使館 公使 就任
1991年11月	内閣総理大臣秘書官（宮澤内閣）就任
1995年 8 月	在アメリカ合衆国大使館 特命全権公使 就任
2001年 1 月	在インドネシア大使館 特命全権大使 就任
2002年 2 月	外務事務次官 就任
2005年 1 月	外務省顧問 就任
2005年 2 月	一般社団法人日本経済団体連合会 特別顧問 就任
2006年11月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）顧問 就任
2007年 9 月	政策研究大学院大学 連携教授 就任
2008年10月	最高裁判所判事 就任
2013年10月	株式会社フジタ 顧問 就任（現任）
2014年 4 月	奈良県立大学 客員教授 就任（現任）
2017年 4 月	京都大学公共政策大学院 大学外部評価委員 就任（現任）
2017年 8 月	当社 取締役 就任（現任）

＜重要な兼職の状況＞

奈良県立大学 客員教授
京都大学公共政策大学院 大学外部評価委員

社外取締役候補者とする理由

竹内行夫氏は、外務事務次官及び最高裁判所判事を歴任し、外交を通じて培われた豊富な海外ネットワークと幅広い知見を有していることから、当社の再生可能エネルギー事業の海外展開において有益な助言をいただけると判断し、社外取締役候補者としました。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

候補者番号 8

芳川　恒志（よしかわ　ひさし）（1956年8月11日生）

所有する当社株式の数　ー 株

取締役会への出席状況　6回中6回（100%）



再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4 月	通商産業省（現経済産業省）入省
1998年 6 月	JETROニューヨークセンター貿易保険事務所長 就任
2001年 7 月	資源エネルギー庁 石油流通課長 就任
2002年 6 月	在ジュネーブ日本政府代表部参事官 就任
2006年 8 月	国際エネルギー機関（IEA）課長 就任
2008年10月	経済協力開発機構（OECD）科学技術産業局次長 就任
2010年 1 月	IEA長期戦略担当特別補佐官 就任
2011年 9 月	東京大学公共政策大学院 特任教授 就任（現任）
2016年 4 月	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹 就任（現任）
2016年 7 月	公益財団法人笹川平和財団 顧問 就任（現任）
2017年10月	当社 取締役 就任（現任）

＜重要な兼職の状況＞

東京大学公共政策大学院 特任教授
一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹
公益財団法人笹川平和財団 顧問

社外取締役候補者とする理由

芳川恒志氏は、経済産業省や国際エネルギー機関等における活躍から、エネルギー政策や地球温暖化対策に関する幅広い知識と国際的なネットワークを有しており、当社の再生可能エネルギー事業において、国際的な再生可能エネルギー開発動向を踏まえた幅広い助言をいただけると判断し、社外取締役候補者としました。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10ヶ月であります。

(注)　1.各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2.村山利栄氏の戸籍上の氏名は、志賀利惠であります。
3.取締役会への出席状況について、南川秀樹氏、蟹江憲史氏、竹内行夫氏については2017年8月30日の就任以降、芳川恒志氏については2017年10月6日の就任以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
4.当社は、水島正氏、村山利栄氏、南川秀樹氏、蟹江憲史氏、竹内行夫氏、芳川恒志氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。
5.水島正氏、村山利栄氏、南川秀樹氏、蟹江憲史氏、竹内行夫氏、芳川恒志氏は、いずれも社外取締役候補者であり、当社は、社外取締役候補者のいずれも一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しております。なお、各氏は東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

＜社外役員の独立性判断基準＞

株式会社レノバ（以下、「当社」という）は、当社の適正なガバナンスの客観性及び透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）の独立性に関する基準を以下のとおり定めます。

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及び当社の連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という）の出身者（注1）
2. 当社の大株主（注2）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
   （ア）当社グループの主要な取引先（注3）
   （イ）当社グループの主要な借入先（注4）
   （ウ）当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者（注6）
7. 社外役員の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（注8）が上記1から7までのいずれか（4項及び5項を除き、重要な者（注9）に限る）に該当する者
9. 過去5年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者（本基準において「業務執行者」と総称する）及び過去10年間当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注2：大株主とは、当社の直近の事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

注3：主要な取引先とは、当社グループの発注先又は受注先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超える者をいう。

注4：主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
   (1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）が、過去3事業年度の平均で年間1千万円を超えるときを多額という。
   (2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の過去3事業年度の平均が、当該団体の前年度の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。

注6：当社グループから過去3事業年度の平均で年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。
当該寄付を受けている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に関わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。

注7：社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役又は社外監査役である関係をいう。

注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

注9：重要な者とは、取締役及び執行役員をいう。

第3号議案　取締役に対する株式報酬の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

本議案は、当社の取締役及び執行役員（以下、「取締役等」という。）を対象に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下、「交付等」という。）を行う株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を新たに導入することをお願いするものであります。

本制度に基づく株式報酬は、2014年4月28日開催の臨時株主総会においてご承認いただいた当社の取締役の報酬額（年額500百万円以内）とは別枠で交付等するものであります。

本制度は、当社ビジョンである「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること」の実現に向けて、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績及び株式価値向上への貢献意識を高めることを目的としております。更に、取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員については、中長期の業績と連動させることにより、業績の向上意欲を高めるものとする一方、社外取締役については、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監督機能を適正に確保する観点から、業績とは連動させないこととしております。これらにより、本制度の導入は相当であると考えております。

なお、当社は、報酬決定プロセスの客観性・透明性及び報酬内容の妥当性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、筆頭独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置しており、本制度の導入についても、指名・報酬委員会の審議を経ております。

本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと8名（うち社外取締役6名）となります。

2. 本制度における報酬の額及び内容

（1）本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が定める株式交付規程に基づいて、各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式等を、本信託を通じて各取締役等に交付等する株式報酬制度です。なお、取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として、各制度対象期間（※1）の翌事業年度の業績評価確定後とし、社外取締役については事業年度毎とします。

（※1）制度対象期間とは4事業年度毎に定める期間とします。詳細は（3）本制度の対象期間のとおりとします。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役及び執行役員

(3) 本制度の対象期間

2018年6月1日より開始する事業年度から4事業年度を「当初制度対象期間」とします。また、以後も同様に4事業年度毎を制度対象期間とし、各制度対象期間の開始後4事業年度終了後に次期制度対象期間を開始するものとします。

なお、第１号議案が原案どおり承認可決されますと決算日は現行の5月31日から3月31日となります。この場合、当初制度対象期間は、2018年6月1日より2022年3月31日までとなります。

(4) 信託期間

2018年10月（予定）から本信託が終了するまでとします。(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。）なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式交付規程の廃止等により終了します。

(5) 信託金額及び取得株式数

本株主総会で本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（7）及び（8）に従って株式等の交付等を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的に、取締役については、本株主総会で、本制度の導入をご承認いただいた場合、2018年6月1日より開始する4事業年度の「当初制度対象期間」に関し、本制度に基づく交付等を行うための株式の取得資金として､166百万円（うち、社外取締役については45百万円）を上限として本信託に拠出します(※1)。これは、現在の当社役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であると判断しております。

また、それ以降の各制度対象期間開始時も、本信託が終了するまでの間、当社は原則として各制度対象期間における4事業年度に関し、上記金額を上限として、本制度に基づく取締役への交付等を行うために必要

となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。但し、かかる追加拠出を行う場合において、当該制度対象期間の開始直前日に本信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式等の交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等を勘案した上で、当該制度対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。

（※1）ご参考として、執行役員について、当初制度対象期間において、本制度に基づく交付等を行うための株式の取得資金として本信託に拠出する資金は、414百万円を上限とします。また、それ以降の各制度対象期間における執行役員分の拠出金額については、その時点の当社の業績や経済情勢等を総合的に考慮し、合理的な範囲で決定をする予定です。

(6) 本信託が取得する当社株式の取得方法及び数

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（5）の株式取得資金の範囲内で、株式市場からの取得を予定しており、新株発行は行いません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することはなく、希薄化が生じることはございません。

取得方法の詳細については、本株主総会後に改めて当社で決定し、開示します。

ご参考として、当初制度対象期間における株式取得資金として拠出する資金の上限金額の合計580百万円を原資として、2018年7月4日の終値1,358円で取得した場合、取得する株式数は、427,098株となり、発行済株式総数に占める割合は1.15％となります。

(7) 各取締役等に交付等する当社株式等の算定方法及び上限

当社は、本株主総会以降に当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に対しては、役位及び業績目標の達成度に応じて事業年度毎にポイントを付与し、各制度対象期間の翌事業年度の業績評価確定後に、株式交付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を交付等します。また、社外取締役に対しては、業績目標の達成度にかかわらず事業年度毎に一定数のポイントを付与し、株式交付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を交付等します。

取締役等に付与されるポイントは、下記（8）の株式等の交付等に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。（但し、本株主総会における承認決議後、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）

(8) 各取締役等に対する当社株式等の交付等

取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員については、各制度対象期間の翌事業年度の業績評価確定後に、所定の受益者確定手続きを行うことにより、各制度対象期間中に付与された総ポイント数に応じた当社株式等の交付等を行います。

社外取締役については、事業年度毎に、所定の受益者確定手続きを行うことにより、当該事業年度に付与されたポイント数に応じた当社株式等の交付等を行います。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記（8）により当社の取締役等に交付等される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、株式取得資金、本信託の信託報酬等の信託費用に充当します。

(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付することを予定しています。

(12) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

（ご参考）本制度の仕組み

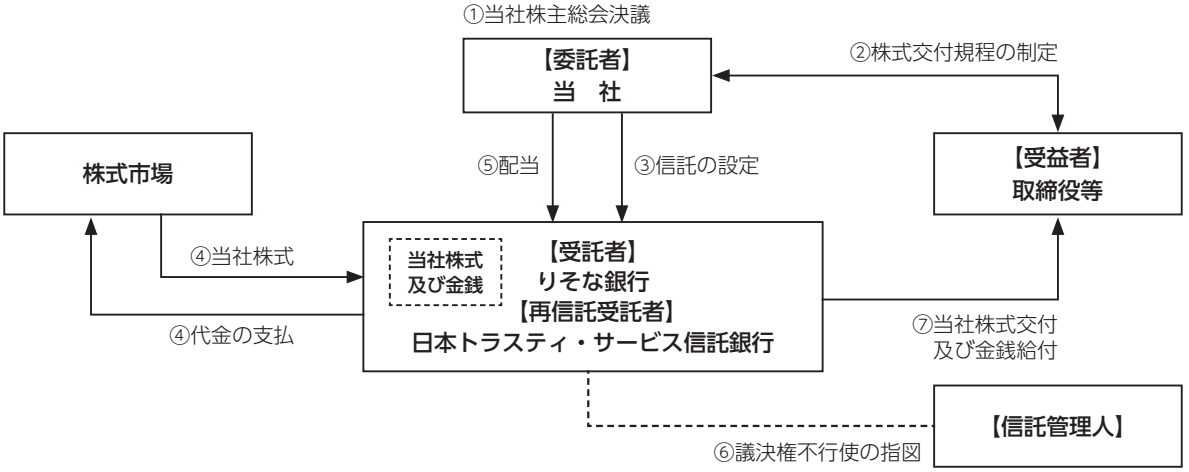

①当社は本制度の導入に関して当社株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
②当社は取締役会において当社株式の交付等に係る株式交付規程を制定します。
③当社は上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加拠出することができるものとします。
④本信託は、信託管理人の指図に従い、上記③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
⑥本信託内の当社株式にかかる議決権については、信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
⑦取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に対しては、信託期間中、上記②の株式交付規程に基づき、役位及び業績目標の達成度に応じて事業年度毎にポイントを付与し、各制度対象期間の翌事業年度の業績評価確定後に、株式交付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を交付等します。また、社外取締役に対しては、業績目標の達成度にかかわらず事業年度毎に一定数のポイントを付与し、株式交付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を交付等します。

以上

1 企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

世界のエネルギー市場は、2015年末のCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）における、2020年以降の温暖化対策の国際枠組みについての合意を契機とし、各国政府や金融業界の脱炭素化に向けたグローバルでの取り組みが加速し、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギーシフトが進展しています。

このような状況の中、国内再生可能エネルギー市場においては、固定価格買取制度（FIT）[Q1]下の買取実績及び事業認定容量が引き続き増加しています。一部地域においては送電網の容量がひっ迫し、新規の有望事業の事業推進が困難になる状況が生じていますが、経済産業省において「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」が設置される等、再生可能エネルギーの大量導入に伴い顕在化し始めた系統制約や調整力確保等の新たな課題の解決に向けた議論も本格化しています。2030年のエネルギーミックス目標（2018年7月に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」において掲げられた2030年度の電源構成の目標。国内総発電量に占める再生可能エネルギー発電の割合は22～24%とする目標が掲げられている）の実現及び再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、再生可能エネルギー導入に対する政府の支援姿勢は継続しています。今後も、国内再生可能エネルギー市場は、より一層拡大していく見通しです。

当連結会計年度における当社グループの事業については、「再生可能エネルギー発電事業」においては、運転開始済みの大規模太陽光発電所の発電量が順調に推移しました。2018年4月（当社の連結会計年度[Q2]としては翌連結会計年度）には、那須塩原ソーラー匿名組合事業において出力1.4MWの設備増強を行いました。この結果、当社グループの運転中の太陽光発電所は、合計出力143.2MWとなりました。また、2017年7月より、秋田県秋田市においてバイオマス発電事業（出力20.5MW。以降、バイオマス発電の出力は発電端出力ベースの発電容量）を行っているユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社（以下「URE」といいます。）を当社の連結子会社とし、複数種類電源化（マルチ電源化）が進展しています。

「再生可能エネルギー開発・運営事業」においては、2017年8月に四日市ソーラー匿名組合事業（出力21.6MW）、2017年12月に那須烏山ソーラー匿名組合事業（出力19.2MW）、2018年3月に軽米尊坊ソーラー匿名組合事業（出力40.8MW）への出資を行い、それぞれ着工しました。これにより、現在建設中の大規模太陽光発電所は5ヶ所、合計出力210.5MWとなり、運転開始に向けて順調に工事が進んでいます。これらの結果、建設着工済み又は運転開始済みの発電所SPC[Q3]からの定常的な運営管理報酬[Q4]や配当・匿名組合分配益[Q5]に加え、前述の当連結会計年度に着工した3事業に関する事業開発報酬[Q6]が収益として計上されています。また、開発人員を増員して、今後の成長の

Q の文言は、用語解説をP64-P65に掲載しています。

原動力となる、バイオマス発電、洋上・陸上風力発電等の事業開発に注力してきました。

なお、2018年6月（当社の連結会計年度としては翌連結会計年度）には、福岡県京都郡苅田町における、出力75MWの大型バイオマス発電所に関する融資関連契約等を締結するとともに、第1回の出資を完了しており、バイオマス発電事業への取組みが順調に拡大しています。

売上高（百万円）

■UREの連結子会社化（+3,782）
■大津ソーラー匿名組合事業の連結子会社化（+765）
■2016年８月末の「プラスチックリサイクル事業」の事業分離に伴う前期対比での減少分（△1,140）

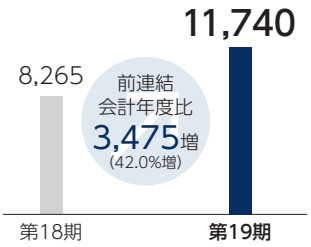

EBITDA（注）1（百万円）

■売上高の増加と同様の要因により、EBITDAが増加

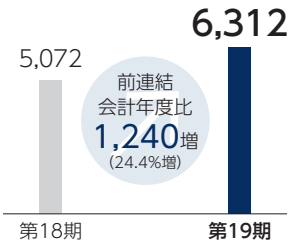

EBITDAマージン（注）2（%）

■太陽光発電事業と比較して相対的にEBITDAマージンの低いバイオマス発電事業を営むUREの連結子会社化に伴い、EBITDAマージンが低下

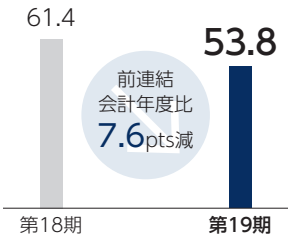

営業利益（百万円）

■売上高の増加と同様の要因により、営業利益が増加

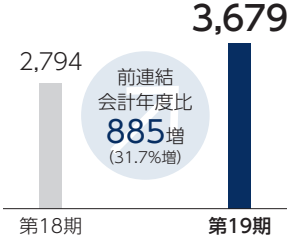

経常利益（百万円）

■売上高の増加と同様の要因により、経常利益が増加

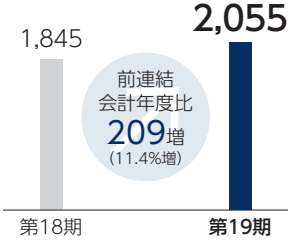

親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）

■2017年5月期（第18期）における「プラスチックリサイクル事業」の事業分離に関連し、関係会社株式売却益（特別利益）2,350の計上及び非継続事業に係る特別損失等の計上により、2017年５月期の親会社株主に帰属する当期純利益が相対的に多額であったことによる、親会社株主に帰属する当期純利益の減少

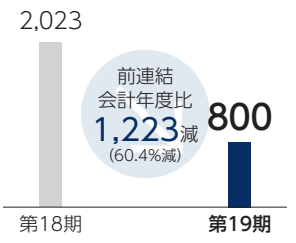

（注）1. EBITDA＝経常利益＋純支払利息＋減価償却費＋長期前払費用償却（電力負担金償却及び繰延消費税償却）＋のれん償却額＋繰延資産償却額（開業費償却及び創立費償却）
2. EBITDAマージン＝EBITDA/売上高

セグメント別の業績は以下のとおりとなりました。各セグメントの業績数値につきましては、セグメント間の内部取引高等を含めて表示しています。また、セグメント利益は、EBITDAにて表示しています。再生可能エネルギー事業は多額の初期投資を必要とする事業であり、全体の費用に占める減価償却費等の償却費の割合が大きい傾向にあります。当社グループでは、一過性の償却費負担に過度に左右されることなく、企業価値の増大を目指し、もって株式価値の向上に努めています。そのため、業績指標として金利・税金・償却前利益であるEBITDAを重視しています。

報告セグメントごとの売上高（百万円）

■UREの連結子会社化（+3,782）
■大津ソーラー匿名組合事業の連結子会社化（+765）
■「再生可能エネルギー発電事業」における匿名組合事業からの分配益や、同発電事業に対する運営管理報酬、あるいは発電事業そのものの事業開発報酬の増減
■「プラスチックリサイクル事業」は2016年8月末に事業分離（非継続事業）

第18期

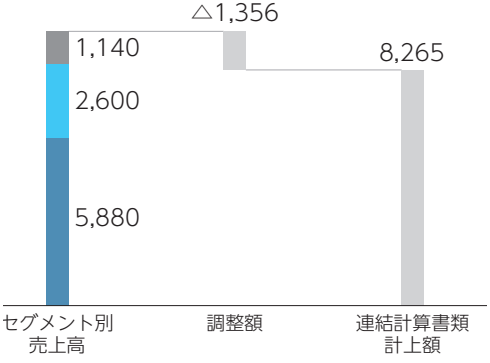

第19期

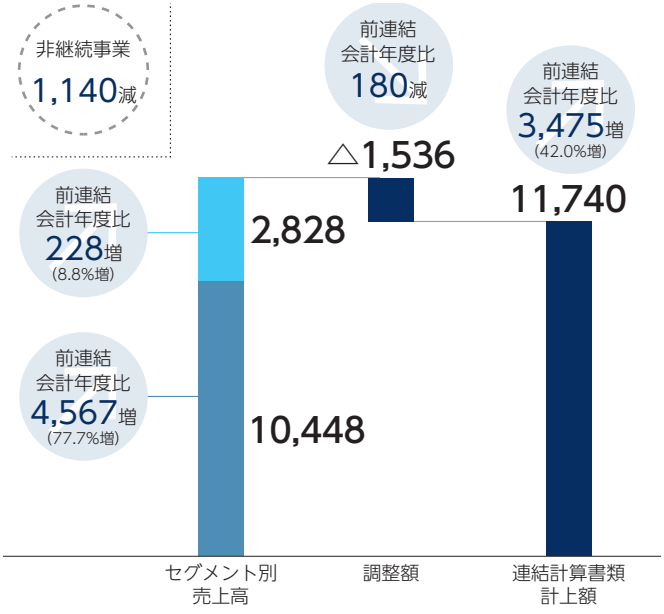

■再生可能エネルギー発電事業　■再生可能エネルギー開発・運営事業　■プラスチックリサイクル事業（非継続事業）

報告セグメントごとの利益又は損失（百万円）

■UREの連結子会社化
■大津ソーラー匿名組合事業の連結子会社化
■人員増強含む、積極的な開発先行投資に伴う費用の増加
■「プラスチックリサイクル事業」は2016年8月末に事業分離（非継続事業）

第18期

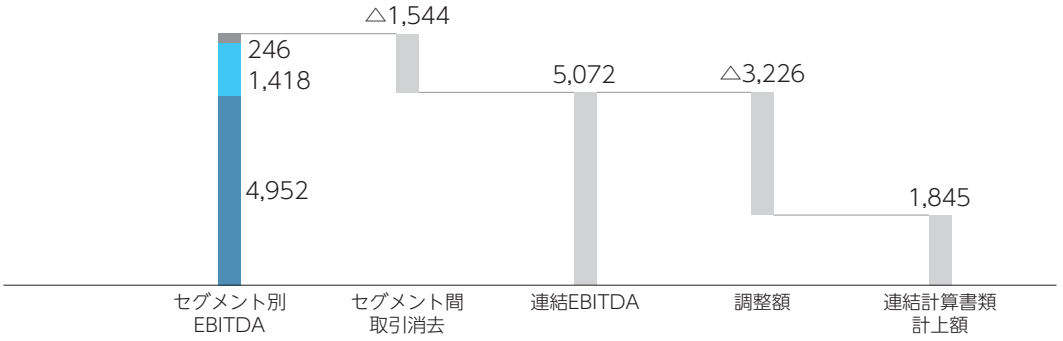

第19期

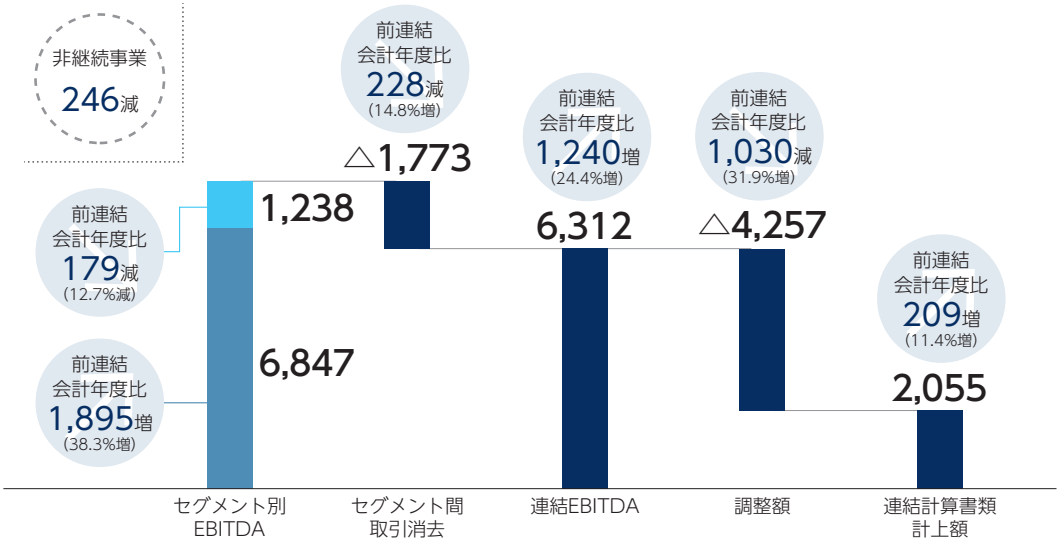

■再生可能エネルギー発電事業　■再生可能エネルギー開発・運営事業　■プラスチックリサイクル事業（非継続事業）

（注）セグメント利益は、経常利益に純支払利息及び各種償却費（減価償却費、長期前払費用償却（電力負担金償却及び繰延消費税償却）、のれん償却額及び繰延資産償却額（開業費償却及び創立費償却））を加えたEBITDAにて表示しています。なお、連結計算書類計上額は、連結損益計算書における経常利益です。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社は、金融機関から3,933百万円の借入を実行しています。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2017年7月に、UREの持株会社である千秋ホールディングス株式会社（以下「千秋HD」といいます。）を新たに設立し、連結子会社としています。これに伴い、当連結会計年度において、UREに対する議決権比率が増加し、当社グループが同社の議決権の過半数を保有することとなったため、同社を持分法適用関連会社から連結子会社としています。なお、当社のUREに対する実質持株比率は35.3%です。

また、下記のとおり大規模太陽光発電事業への出資を行い、いずれも当社の持分法適用の関連会社としました。

会社名	匿名組合契約締結日	当社の匿名組合預かり金の拠出割合	主要な事業内容
四日市ソーラー匿名組合事業	2017年8月28日	38.0%	大規模太陽光発電事業を行っています。
那須烏山ソーラー匿名組合事業	2017年11月28日	38.0%	大規模太陽光発電事業を行っています。
軽米尊坊ソーラー匿名組合事業	2018年3月30日	46.0%	大規模太陽光発電事業を行っています。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第16期 2015年5月期	第17期 2016年5月期	第18期 2017年5月期	第19期 当連結会計年度 2018年5月期
売上高	(百万円)	5,539	8,556	8,265	11,740
経常利益	(百万円)	712	1,307	1,845	2,055
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	433	305	2,023	800
1株当たり当期純利益	(円)	13.39	9.44	57.02	21.73
総資産	(百万円)	27,968	51,613	53,915	65,713
純資産	(百万円)	3,497	5,134	7,484	10,870
1株当たり純資産	(円)	82.75	113.56	182.60	205.96

売上高 (百万円)

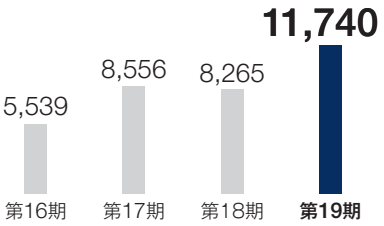

経常利益 (百万円)

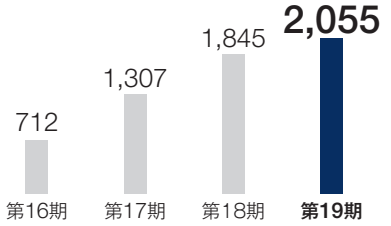

親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

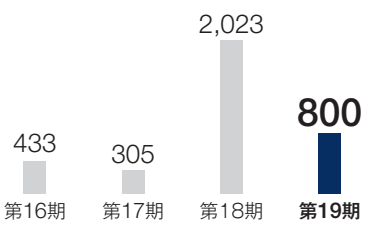

1株当たり当期純利益 (円)

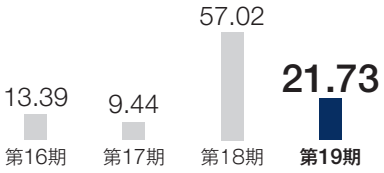

総資産 (百万円)

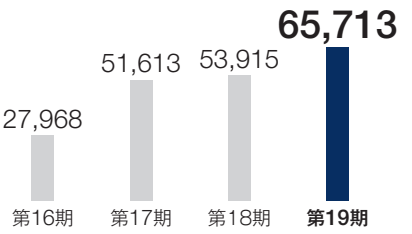

■純資産／━1株当たり純資産
(百万円／円)

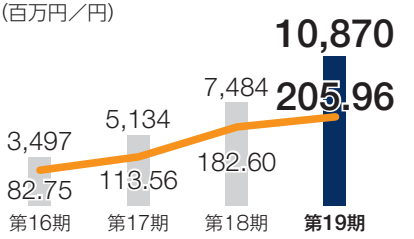

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第16期 2015年5月期	第17期 2016年5月期	第18期 2017年5月期	第19期 当事業年度 2018年5月期
売上高	(百万円)	1,236	2,154	2,429	2,359
経常利益	(百万円)	166	1,526	1,167	769
当期純利益	(百万円)	43	1,348	1,712	842
1株当たり当期純利益	(円)	1.33	41.63	48.24	22.86
総資産	(百万円)	8,016	12,295	14,574	17,016
純資産	(百万円)	2,862	5,151	7,450	8,363
1株当たり純資産	(円)	88.40	147.09	202.64	225.07

売上高 (百万円)

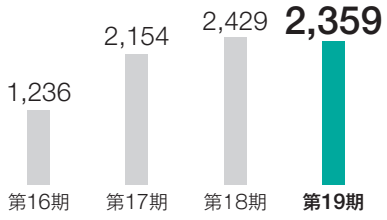

経常利益 (百万円)

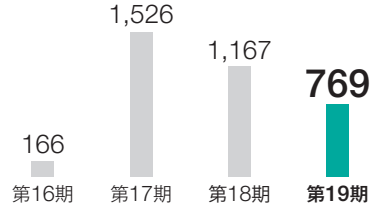

当期純利益 (百万円)

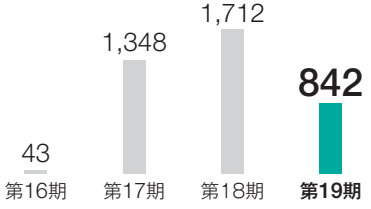

1株当たり当期純利益 (円)

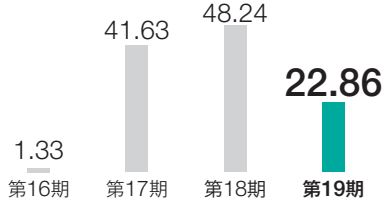

総資産 (百万円)

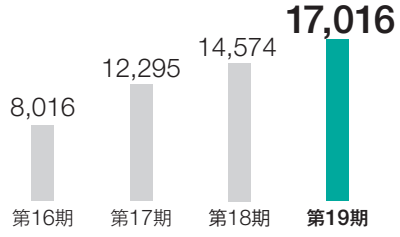

■純資産／●1株当たり純資産
(百万円／円)

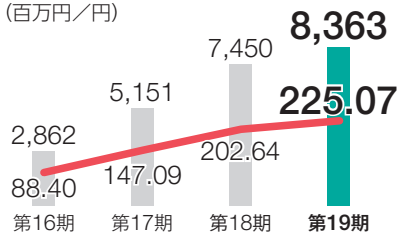

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 1株当たり当期純利益の算出に際しては、期中平均発行済株式数によっています。
3. 1株当たり純資産の算出に際しては、期末発行済株式総数によっています。
4. 売上高には、消費税等は含まれていません。
5. 当社は、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株、2018年5月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っていますが、第16期期首に株式分割が行われたものと仮定して、企業集団及び当社の1株当たり当期純利益並びに1株当たり純資産額を算定しています。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権もしくは匿名組合預かり金の拠出割合 (注) 1	主要な事業内容
株式会社レノバ・アセット・マネジメント	9百万円	100.0%	再生可能エネルギー発電事業に関する支援を行っています。
株式会社水郷潮来ソーラー	90	68.0	大規模太陽光発電事業を行っています。
株式会社富津ソーラー	90	51.0	大規模太陽光発電事業を行っています。
株式会社菊川石山ソーラー	90	63.0	大規模太陽光発電事業を行っています。
株式会社菊川堀之内谷ソーラー	90	61.0	大規模太陽光発電事業を行っています。
九重ソーラー匿名組合事業	–	100.0	大規模太陽光発電事業を行っています。
那須塩原ソーラー匿名組合事業	–	100.0	大規模太陽光発電事業を行っています。
大津ソーラー匿名組合事業	–	100.0	大規模太陽光発電事業を行っています。
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社 (注) 2	30	69.2	バイオマス発電事業を行っています。

(注) 1. 株式会社については議決権比率、匿名組合事業については匿名組合預かり金の拠出割合を記載しています。
2. 当社は、2017年7月に、UREの持株会社である千秋HDを新たに設立し、連結子会社としています。これに伴い、当連結会計年度において、UREに対する議決権比率が増加し、当社グループが同社の議決権の過半数を保有することとなったため、同社を持分法適用関連会社から連結子会社としています。なお、当社のUREに対する実質持株比率は35.3%です。

(4) 主要な事業内容 (2018年5月31日現在)

当社グループは、「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し枢要な社会的課題を解決する」という経営理念のもと、大規模太陽光発電、バイオマス発電、洋上・陸上風力発電、地熱発電等の複数種類電源（マルチ電源）の発電所を開発し、所有・運営することを事業の目的としています。

当社グループは、(Ⅰ) 長期に亘る再生可能エネルギー発電所の所有と当該発電所による売電（「再生可能エネルギー発電事業」）及び（Ⅱ）新たな発電所の開発と運転開始済み発電所の運営管理（「再生可能エネルギー開発・運営事業」）を主な事業として取り組んでいます。

当社グループは、当社に加え、運転開始済みの発電事業を運営する連結子会社8社を中心に構成されています。

① 市場の概要

(再生可能エネルギー業界の概観)

再生可能エネルギーは世界的なエネルギー政策の潮流であり、また、2011年の東日本大震災及び福島第一原子力発電所における事故を経て、日本政府は国内における再生可能エネルギーの導入拡大を目的とし、固定価格買取制度（FIT）を導入しました。FIT法に基づく再生可能エネルギーの買取価格及び買取期間は、下記表のとおりです。

【固定買取価格の推移及び買取期間一覧表】（2018年5月31日現在）

再生可能エネルギー発電設備の区分等		参入時期別の買取価格（1kWhあたり）（税別）				買取期間
電源	種類・規模	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
太陽光	2,000kW以上	24円	入札制に移行			20年間
バイオマス	間伐材等由来 2,000kW以上	32円				20年間
	一般木質等 20,000kW以上	24円	21円（2017年9月末まで24円）	入札制に移行		20年間
風力	陸上 20kW以上	22円	21円（2017年9月末まで22円）	20円	19円	20年間
	洋上 20kW以上	36円				20年間
地熱	15,000kW以上	26円				15年間
	15,000kW未満	40円				15年間

出典：経済産業省ウェブサイトより抜粋

(注) 1. kW（キロ・ワット）、MW（メガ・ワット）は電力の大きさを示す単位で、MWは千kW（キロ・ワット）又は百万W（ワット）と同じ大きさを意味します。
2. 買取価格は、各年度の期間内にFIT法に基づく要件を満たした再生可能エネルギー発電所（リプレースを除く）の買取期間に亘り適用される、固定の電力買取価格（消費税抜表示）を示しています。
3. 表示年度は各年4月から翌年3月までの期間を意味します。
4. バイオマスの買取価格設定区分は下記のとおりです。
間伐材由来：国内発生の未利用間伐・主伐材等
一般木質等：製材端材、輸入材、パーム椰子殻、もみ殻、稲わら等

また、日本政府は2018年7月に「第5次エネルギー基本計画」を閣議決定し、現在の再生可能エネルギー発電の比率を2030年度までに22%～24%程度に高めることを目標として掲げています。このため、今後再生可能エネルギー発電市場の更なる拡大が期待されています。なお、国内再生可能エネルギー発電市場の成長性は次のように見込まれています。

【国内再生可能エネルギー発電導入量及び政府目標（GW）】

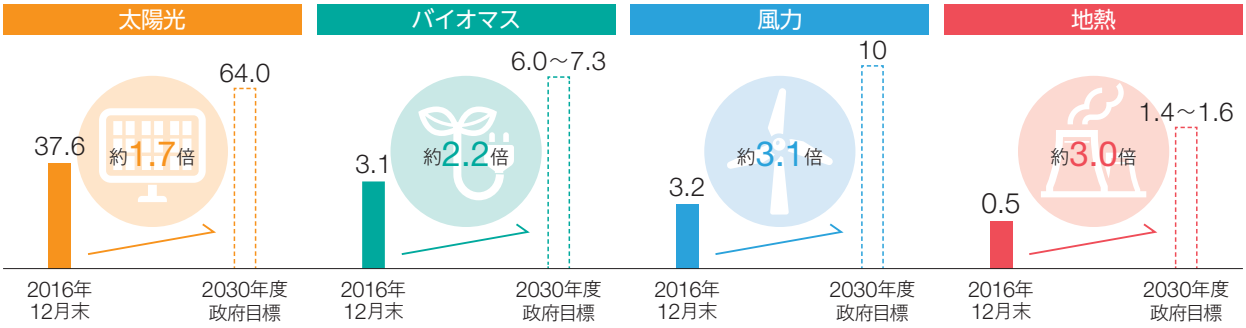

出典：経済産業省・資源エネルギー庁「再生可能エネルギーの大量導入時代における政策課題について」より抜粋

（当社グループの事業領域）

当社グループが手掛ける事業は（Ⅰ）長期に亘る発電所の所有と当該発電所による売電（「再生可能エネルギー発電事業」）及び（Ⅱ）新たな発電所の開発と運転開始済み発電所の運営管理（「再生可能エネルギー開発・運営事業」）であり、下記の図のとおり位置づけられます。

【当社グループの事業領域】

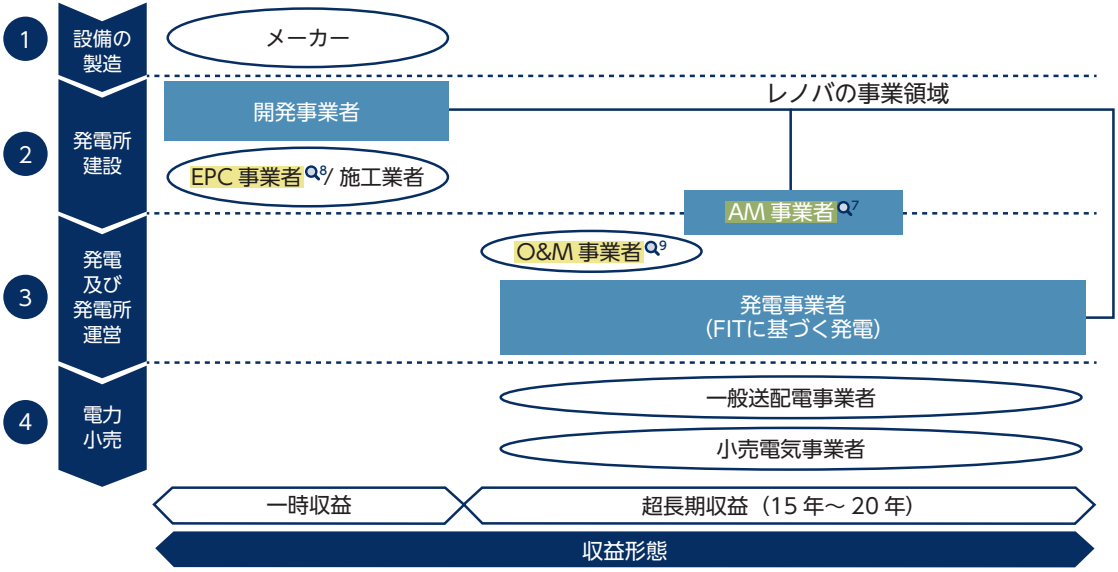

② 再生可能エネルギー発電事業

「再生可能エネルギー発電事業」は、当社の連結子会社及び関連会社が所有する再生可能エネルギー発電所が発電した電力を、FITに則り小売電気事業者又は一般送配電事業者[10]に販売する事業です。当社グループは「再生可能エネルギー開発・運営事業」において開発した発電所を連結子会社又は関連会社として長期に亘り所有し、当該発電所の売電収入を「再生可能エネルギー発電事業」の収益として計上しています。FITに則った売電についてはFIT法に基づき所定の買取期間に亘り売電価格が保証されるため、「再生可能エネルギー発電事業」は長期的に安定した収益が見込まれます。

現在、当社グループは、2018年5月31日時点において、大規模太陽光発電に関しては連結子会社7社において、バイオマス発電に関しては連結子会社1社において発電・売電を行っています。現在運転中の発電所の概要及び売電契約先の状況は以下のとおりです。

【運転中の大規模太陽光発電所一覧】（2018年5月31日現在）

出資先名称	事業者	住所	出資割合（連結区分）	出力（MW）	買取価格（1kWhあたり）	発電開始時期	売電契約先
株式会社水郷潮来ソーラー	同左	茨城県潮来市	68.0%（連結）	15.3	40円	2014年2月（運転中）	● 東京電力エナジーパートナー株式会社 ● ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
株式会社富津ソーラー	同左	千葉県富津市	51.0%（連結）	40.4	40円	2014年7月（運転中）	● 東京電力エナジーパートナー株式会社 ● ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
株式会社菊川石山ソーラー	同左	静岡県菊川市	63.0%（連結）	9.4	40円	2015年2月（運転中）	● 中部電力株式会社 ● ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
株式会社菊川堀之内谷ソーラー	同左	静岡県菊川市	61.0%（連結）	7.5	40円	2015年2月（運転中）	● 中部電力株式会社 ● ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
九重ソーラー匿名組合事業	合同会社九重ソーラー	大分県玖珠郡九重町	100.0%（連結）	25.4	40円	2015年5月（運転中）	● 九州電力株式会社 ● ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
那須塩原ソーラー匿名組合事業	合同会社那須塩原ソーラー	栃木県那須塩原市	100.0%（連結）	26.2	40円	2015年9月（運転中）	● 東京電力エナジーパートナー株式会社 ● ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
大津ソーラー匿名組合事業	合同会社大津ソーラー	熊本県菊池郡大津町	100.0%（連結）	19.0	36円	2016年4月（運転中）	● 九州電力株式会社 ● ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

（注）1. 出力はモジュールベース（太陽電池モジュール最大出力の和）の設備容量表記です。
2. 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各年度の期間内にFIT法に基づく要件を満たした再生可能エネルギー発電所の買取期間（20年間）に適用される固定の電力買取価格（消費税抜）を示しています。

【運転中のバイオマス発電所一覧】（2018年5月31日現在）

出資先名称	事業者	住所	出資割合（連結区分）	出力（MW）	買取価格（1kWhあたり）	発電開始時期	売電契約先
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	同左	秋田県秋田市	69.2%（連結）	20.5	間伐材等由来32円及び一般木質等24円	2016年5月（運転中）	● 東北電力株式会社 ● ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

（注）1. 出力は発電端出力ベースの設備容量表記です。
2. 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各年度の期間内にFIT法に基づく要件を満たした再生可能エネルギー発電所の買取期間（20年間）に適用される固定の電力買取価格（消費税抜）を示しています。
3. 当連結会計年度において、UREの持株会社である千秋HDを新たに設立し、連結子会社としています。これに伴い、当連結会計年度において、UREに対する議決権比率が増加し、当社グループが同社の議決権の過半数を保有することとなったため、同社を持分法適用関連会社から連結子会社としています。なお、当社のUREに対する実質持株比率は35.3%です。

③ 再生可能エネルギー開発・運営事業

「再生可能エネルギー開発・運営事業」は、再生可能エネルギー発電所のデベロッパーとして、新しい発電所の企画・開発及び建設管理を行い、その後の運営・管理も行う事業です。

当社はプロジェクトを遂行するSPCを設立し、資金的な制約の中で複数のプロジェクトへの投資を実現させるため、SPCの設立当初は、当社出資比率を原則として持分法適用水準としています。SPCが再生可能エネルギー発電所の運転開始後の売電による安定したキャッシュ・フローを計上できる段階から、順次出資比率を高め、SPCを連結子会社化する方針を有しています。発電所の保守・運営業務はO&M事業者が行い、SPCの運営管理は当社グループのAM事業者が行います。

「再生可能エネルギー開発・運営事業」は、当社が主導又は参画して開発する再生可能エネルギー発電所の開発成功時に発電所を所有するSPCから支払われる報酬（事業開発報酬）、発電所の建設・運営管理に係る報酬（運営管理報酬）及び発電所を所有することに伴う収益（匿名組合分配益等）を売上としています。年間の事業開発報酬の総額は新規発電所の開発状況により変化し、年によっては「再生可能エネルギー開発・運営事業」における他の収益に比べて多額となることがあります。そのため「再生可能エネルギー開発・運営事業」の業績は、「再生可能エネルギー発電事業」と異なり大きく変動する傾向にあります。

（事業開発から運転開始までの流れの概要と当社の役割）

再生可能エネルギー発電所の事業開発から運転までの流れは、新規開発事業候補の「開拓」、土地確保・発電所の設計・許認可取得等の「開発」、出資・融資両面での「資金調達」、発電所の「工事」及び「運転・所有」に大別されます。

【再生可能エネルギー発電所の事業開発における一般的なプロセス】

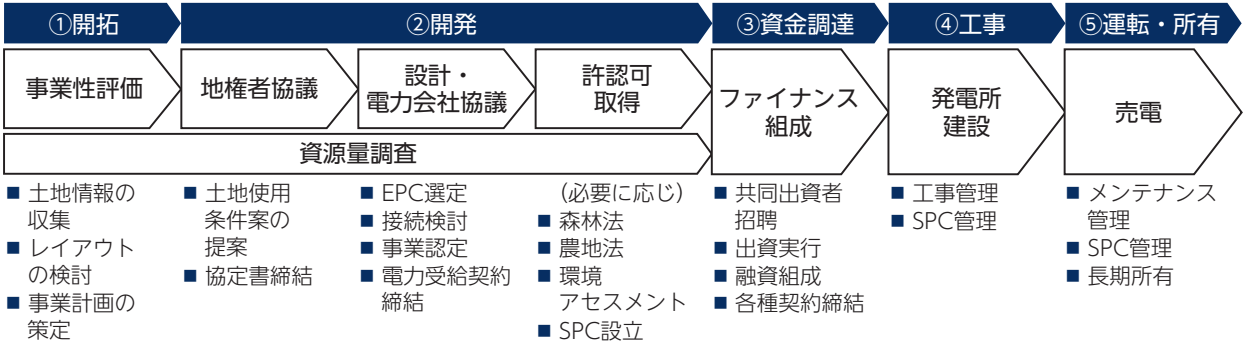

（注）上記は開発プロセスの例示であり、案件によって異なります。また、案件によっては「②開発」における一部のプロセスが「③資金調達」における融資実行の前提条件となる場合もあります。

(開発中の事業)

当社グループの開発中の事業に係る進捗評価基準は次のとおりです。事業の進捗度合いに応じて、①ファイナンス関連契約及びプロジェクト関連契約が締結され発電所工事に着手済みの「建設中事業」、②開発が一定程度進捗している「推進中事業」及び③資源量の賦存ポテンシャルが一定程度評価されており、かつ環境アセスメント[11]や許認可取得手続き、設備設計等、事業化に必要な主要な事項が明確化され、対応に着手済みである「アセス中事業」、④当社の経営会議にて一定の事業性が確認され、経営資源を投下の上での事業開発の推進が認められた「先行投資事業」と分類しています。

事業開発が成功し各発電所の運転開始に至る確率は、①建設中事業が最も高く、②推進中事業は今後の開発進捗に伴い計画が変更又は中止となる可能性もあり、③アセス中事業及び④先行投資事業は今後の調査検討に伴い中止となる可能性が相応にあります。

【開発中の事業の分類】（2018年5月31日現在）

	①建設中事業	②推進中事業		③アセス中事業	④先行投資事業
太陽光	● ローン契約締結済み ● 工事着手済み	● 主要な地権者・地域及びその他関係者の同意取得済み ● 環境アセスメント実施（必要のある場合）	● 事業認定取得済み	● 資源量の一定のポテンシャルを評価済み ● 環境アセスメント、許認可取得手続き、設備設計等、事業化に必要な主要な事項への着手済み	● 事業性に関する一定の社内確認済み ● 開発に必要な先行投資を開始済み
バイオマス			● 燃料調達等の実現可能性確認済み		
洋上・陸上風力			● 風況観測による資源量の確認済み		
地熱			● 地表調査及び掘削調査による資源量確認済み		

当社は大規模太陽光発電、バイオマス発電、洋上・陸上風力発電及び地熱発電の電源毎に専属チームを立ち上げ、電源毎に複数事業の事業開発を日本全国で進めています。

なお、開発中の事業は当社が主導して開発を実施し、SPCに対する出資持分についても当社が筆頭の出資者となる「当社主導」事業と、パートナー企業と共同で事業を開発する「共同推進」事業に分類しています。

【開発中の事業一覧　①建設中事業】（2018年5月31日現在）

出資先名称	事業者	住所	出資割合（連結区分）	出力（MW）	買取価格（1kWhあたり）	建設着手時期	売電契約先
軽米西ソーラー匿名組合事業	合同会社軽米西ソーラー	岩手県九戸郡軽米町	38.0%（持分法）	48.0	36円	2016年3月（建設中）	● 東北電力株式会社
軽米東ソーラー匿名組合事業	合同会社軽米東ソーラー	岩手県九戸郡軽米町	38.5%（持分法）	80.8	36円	2016年12月（建設中）	● 東北電力株式会社
四日市ソーラー匿名組合事業	合同会社四日市ソーラー	三重県四日市市	38.0%（持分法）	21.6	36円	2017年9月（建設中）	● 中部電力株式会社
那須烏山ソーラー匿名組合事業	合同会社那須烏山ソーラー	栃木県那須烏山市	38.0%（持分法）	19.2	36円	2018年1月（建設中）	● 東京電力エナジーパートナー株式会社
軽米尊坊ソーラー匿名組合事業	合同会社軽米尊坊ソーラー	岩手県九戸郡軽米町	46.0%（持分法）	40.8	36円	2018年３月（建設中）	● 東北電力株式会社

（注）1. 太陽光の出力はモジュールベース（太陽電池モジュール最大出力の和）の設備容量表記です。
2. 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各発電設備に対してFIT法に基づき適用されている固定買取価格（消費税抜）を示しています。
3. 当社は軽米西ソーラー匿名組合事業、軽米東ソーラー匿名組合事業、四日市ソーラー匿名組合事業、那須烏山ソーラー匿名組合事業、軽米尊坊ソーラー匿名組合事業に関して、他の出資者（共同スポンサー）と出資を行っています。当社は2018年5月31日現在において、「匿名組合出資持分等の譲渡に関する覚書」に基づき発電所竣工後、段階的に共同スポンサー（軽米尊坊ソーラー匿名組合事業においては一部の共同スポンサーが保有する9%）の匿名組合出資持分を買い増す権利を有しています。
4. 軽米西ソーラー発電所の竣工は2019年7月、軽米東ソーラー発電所の竣工は2019年12月、四日市ソーラー匿名組合事業の竣工は2019年3月、那須烏山ソーラー匿名組合事業の竣工は2019年5月、軽米尊坊ソーラー匿名組合事業の竣工は2021年10月を予定していますが、工事の進捗により前後する可能性があります。
5. 上記の建設中事業は、いずれも「当社主導」事業です。

【開発中の事業一覧　②推進中事業】（2018年5月31日現在）

地域／電源	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり)	環境アセスメント	事業推進形態 (当社主導／共同推進)
福岡県京都郡苅田町 (バイオマス)	75程度	24円/32円	必要なし	共同推進
徳島県徳島市 (バイオマス)	75程度	24円/32円	必要なし	当社主導

（注）1. バイオマスの出力は発電端出力ベースの設備容量表記です。なお、出力規模は今後の詳細設計に伴い変動する可能性があります。
2. 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各発電設備に対してFIT法に基づき適用されている買取価格（消費税抜表示）を示しています。
3. バイオマス発電事業の買取価格は、一般木質が24円/kWh、間伐材由来が32円/kWhです。
4. 福岡県京都郡苅田町のバイオマス発電事業は、2018年6月22日に融資関連契約等を締結し、着工しています。
5. 当社は、福岡県京都郡苅田町のバイオマス発電事業について、共同出資会社4社が保有する苅田バイオマスエナジー株式会社の出資持分を買い増す権利を有していません。

【開発中の事業一覧　③アセス中事業】（2018年5月31日現在）

地域／電源	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり)	環境アセスメント	事業推進形態 (当社主導／共同推進)
静岡県御前崎市 (バイオマス)	75程度	24円/32円	必要あり	当社主導
宮城県石巻市 (バイオマス)	75程度	24円/32円	必要あり	当社主導
宮城県仙台市 (バイオマス)	75程度	24円/32円	必要あり	当社主導
秋田県由利本荘市 (洋上風力)	560程度	－	必要あり	当社主導
福島県 (陸上風力)	150程度	22円	必要あり	共同推進
九州地方 (太陽光)	20程度	36円	必要なし	当社主導

【開発中の事業一覧　④先行投資事業】（2018年5月31日現在）

地域／電源	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり)	環境アセスメント	事業推進形態 (当社主導／共同推進)
九州地方 (陸上風力)	50程度	21円	必要あり	当社主導
北海道函館市 (地熱)	未定	－	必要なし	当社主導
熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (地熱)	未定	－	必要なし	共同推進

（注）1. アセス中事業及び先行投資事業の一覧表は、2018年5月31日現在において、一般公知となった代表的な事業に限定したものであり、このほかに開発中の未公表事業があります。
2. バイオマスの出力は発電端出力ベースの設備容量表記です。なお、出力規模は今後の詳細設計に伴い変動する可能性があります。
3. 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各発電設備に対してFIT法に基づき適用されている買取価格（消費税抜）を示しています。
4. バイオマス発電事業の買取価格は、一般木質が24円/kWh、間伐材由来が32円/kWhです。
5. 地熱発電に関しては、上記2箇所で地熱資源調査を実施しており、両プロジェクトはJOGMEC（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）による地熱資源開発調査事業に採択されています。

【主な事業系統図】

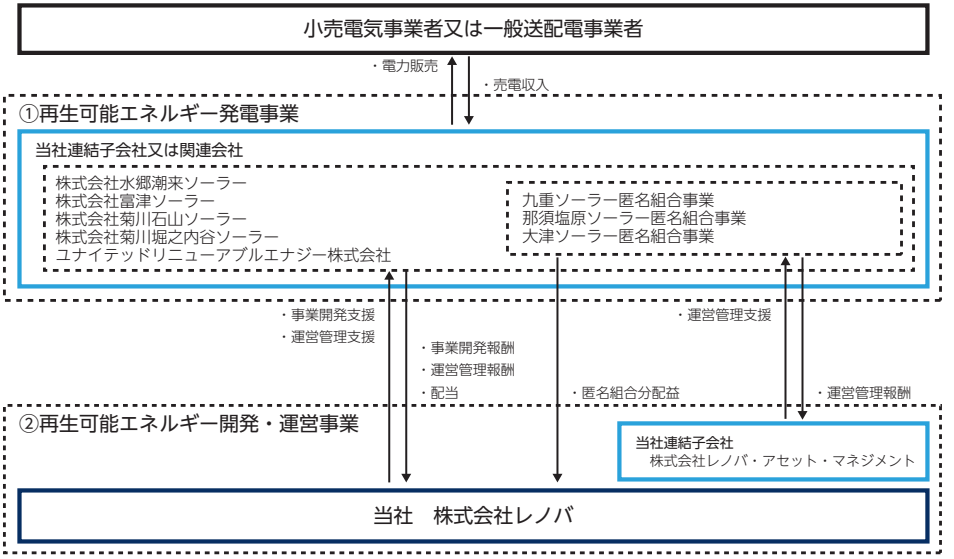
小売電気事業者又は一般送配電事業者
・電力販売
・売電収入
①再生可能エネルギー発電事業
当社連結子会社又は関連会社
株式会社水郷潮来ソーラー
株式会社富津ソーラー
株式会社菊川石山ソーラー
株式会社菊川堀之内谷ソーラー
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社
九重ソーラー匿名組合事業
那須塩原ソーラー匿名組合事業
大津ソーラー匿名組合事業
・事業開発支援
・運営管理支援
・事業開発報酬
・運営管理報酬
・配当
・匿名組合分配益
・運営管理支援
・運営管理報酬
②再生可能エネルギー開発・運営事業
当社連結子会社
株式会社レノバ・アセット・マネジメント
当社　株式会社レノバ

(5) 対処すべき課題

当社グループは次の「ミッション／経営理念」、「ビジョン／目指すべき企業の姿」及び「経営原則／レノバのコミットメント」を掲げています。

■ミッション／経営理念

グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し枢要な社会的課題を解決する

■ビジョン／目指すべき企業の姿

日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること

■経営原則／レノバのコミットメント

地球：人類と地球の、永遠の共生に貢献します
地域：歴史と文化を尊重し、新たな価値を共に創ります
顧客：経済的で環境にやさしいエネルギーを供給します
株主：株式価値を持続的に創出します
社員：有能な人材を集結し、エキサイティングな自己実現の機会を提供します

上記の達成のため、当社グループは現在、次の5点を重視した経営を行っています。

当社グループの経営方針

① 再生可能エネルギーへ中長期的にフォーカスする

脱炭素化と再生可能エネルギーの導入拡大は世界の潮流であり、日本国政府も、2030年時点のエネルギーミックスとして国内発電量に占める再生可能エネルギー（水力除く）の割合を現在の2～3倍とする方針を持っています。当社グループは、この成長市場である再生可能エネルギー市場において、中長期的に事業を拡大させていきます。

② 独立系企業としてマルチ電源開発を推進する

当社グループは、大規模太陽光発電、バイオマス発電、洋上・陸上風力発電及び地熱発電等の複数種類電源（マルチ電源）の発電所を開発することを志向しています。当社グループは独立系資本の特性を生かして多様なパートナーと連携することで、大型で先進的なマルチ電源開発を推進していきます。

③ 発電所開発における主要業務を内製化し、高い収益性を追求する

発電所開発の成功確度向上と同時に事業の高収益化を実現するため、当社は発電所開発における重要なプロセスにおいて各分野のスペシャリストを社内に擁し、

高付加価値業務を内製化することを重視しています。また、より高い収益性の実現のため、発電所一件当たりの開発規模の極大化を追求しています。

④ 安定したキャッシュ・フローを新規事業の開発及び既存事業の内部成長のため積極的に再投資する

当社グループは既存の発電所から長期に得られる強固なキャッシュ・フローを新規の発電所開発に積極的に再投資し、持続的成長を図ることで企業価値の増大を目指し、もって株式価値の向上に努めていきます。

⑤ 地域との共生・共創により、長期的な発展を目指す

当社グループは、全国に広がる再生可能エネルギー発電所を長期に亘って所有・運営していきます。また、再生可能エネルギーとは本来それが存在する地域の資源であり、発電所はその資源を活用させて頂いているという視点を、当社グループは大事にしています。

当社グループは、2018年7月末現在、運転中・建設中の発電所の合計出力が約450MWとなり、国内有数の事業規模を有する再生可能エネルギー事業会社に成長しました。また、当社グループでは、現在、バイオマス発電及び洋上・陸上風力発電を注力領域と位置づけ、経営資源を集中的に投下して開発を行っています。事業規模の拡大に伴いより高度な経営管理体制の構築が求められる中、当社グループでは以下の項目に取り組んでいきます。

当社グループの経営課題

① 発電事業の拡大による持続的な株式価値の創出

再生可能エネルギー発電事業からの収益を拡大し、持続的な株式価値を創出するために、「新規の発電事業の開拓」及び「発電事業の着実な開発」を継続的に行うことができる体制を構築し、また、運転中発電所から持続的にキャッシュ・フローを創出することが重要な経営課題であると認識しています。

当社グループは、強みである業界ネットワークと業界知見及び高度な専門性を持つ人材を梃子としながら、当社グループと補完関係にある有力パートナー企業とも連携し、先進的かつ収益性の高い事業を実現していきます。事業開発の成功実績によって更なる信頼を獲得し、新たな知見やノウハウも蓄積することで、次の事業機会を創出するという「事業開発の好循環」を生む経営を目指していきます。また、アジアを中心とした海外事業や、注力する電源分野へのリソース配分及び人材採用の強化を行い、ビジョンの実現に向けて邁進します。更に、運転中発電所の適切なメンテナンス及びモニタリング体制の構築にも取り組み、予見性の高い安定的なキャッシュ・フローの創出を実現します。

② 高い成長性と、高い資本効率の両立

大型の事業開発投資を高い資本効率で行い、成長性を維持し続けることは、株式価値を最大化するために重要であると認識しています。

そのため、当社グループは、事業への投資判断を行う際に、出資金額に対する内部収益率（IRR）の見込み値が一定水準を上回ることを原則としています。引き続き、高い規律を持った事業開発投資を行い、投資効率の最大化を図っていきます。また、財務レバレッジの活用（下記「ご参考」を参照ください）、SPCからの資金回収の早期化、SPCからの配当資金等の新たな事業への再投資等を実施し、資本効率の向上に努めていきます。更に、運転中発電所SPCの出資持分比率を高めることによる内部成長の実現も推進していきます。

ご参考：2018年5月末時点の、当社グループの連結有利子負債残高は49,189百万円ですが、この6割以上となる32,486百万円については、SPCにおけるプロジェクトファイナンスにより調達されており、リミテッドリコース又はノンリコースの仕組みに基づいた借入金であるため、当社へのリコース義務は限定されています。

③ 事業の成長を促す強い組織とガバナンス体制の構築

事業の継続的な成長のためには、事業の基盤となる強い組織とガバナンス体制の構築が必要です。人材面においては、専門性の高い人材の採用、管理部門の強化・育成、今後のアジア展開を見据えた海外経験の豊富な人材の拡充と社内人材育成を引き続き行っていきます。同時に、公正な評価基準設定と目標達成度に応じた評価及びフォローアップ、教育研修の充実等に引き続き取り組んでいきます。

また、今後も、コーポレートガバナンス・コードの精神に則った実効的なコーポレートガバナンスの実現を目指し、グループ経営管理の強化、内部統制及びガバナンスの強化、コンプライアンス管理体制の強化、法令規則等のモニタリングと対応も、引き続き実施していきます。

④ 共存共栄の追求

当社グループが手掛ける再生可能エネルギー発電所の開発と長期に亘る運転を継続するために、地域との良好な関係が重要です。当社グループは、経営原則においても地域の歴史と文化を尊重し新たな価値を共に創ることを掲げ、常に地域に根ざした事業開発を推進しています。

当社グループが再生可能エネルギー事業におけるリーディング・カンパニーとしての地位を確立し、更なる事業展開・拡大を加速していくために、今後も地球・地域・顧客・株主・社員に対して誠実な経営と事業運営を行うと同時に、その活動を広く周知していきます。

(6) 主要な拠点等 (2018年5月31日現在)

事業所	住所
株式会社レノバ	東京都千代田区大手町一丁目7番2号
株式会社水郷潮来ソーラー	茨城県潮来市辻185番地1
株式会社富津ソーラー	千葉県富津市湊1147番地1
株式会社菊川石山ソーラー	静岡県菊川市河東字今間4948番1
株式会社菊川堀之内谷ソーラー	静岡県菊川市高橋2508番地1
九重ソーラー匿名組合事業	大分県玖珠郡九重町大字右田685番地1
那須塩原ソーラー匿名組合事業	栃木県那須塩原市埼玉169番地4
大津ソーラー匿名組合事業	熊本県菊池郡大津町室925番地15
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	秋田県秋田市向浜一丁目8番1号
株式会社レノバ・アセット・マネジメント	東京都千代田区大手町一丁目7番2号

(7) 従業員の状況 (2018年5月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数
再生可能エネルギー発電事業	27名
再生可能エネルギー開発・運営事業	101
合計	128

(注) 1. 上記従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。なお、派遣社員及びアルバイト (8名) は含んでいません。
2. 2017年7月にUREが連結子会社になったことに伴い、当社グループの「再生可能エネルギー発電事業」に従事する従業員が27名増加しています。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	78名	22名増	41.8歳	4年0ヶ月
女性	23	5	40.6	2年8ヶ月
合計又は平均	101	27	41.5	3年9ヶ月

(注) 上記従業員数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。なお、派遣社員及びアルバイト (6名) は含んでいません。

(8) 主要な借入先の状況 (2018年5月31日現在)

借入先	借入金	ノンリコース借入金	合計
株式会社新生銀行	2,419百万円	12,756百万円	15,176百万円
株式会社みずほ銀行	261	3,377	3,638
株式会社りそな銀行	2,880	−	2,880
秋田県	2,819	−	2,819
三菱UFJリース株式会社	−	2,491	2,491
株式会社三井住友銀行	1,937	−	1,937
株式会社常陽銀行	122	1,594	1,716
株式会社千葉銀行	−	1,300	1,300
株式会社京葉銀行	−	1,300	1,300
株式会社横浜銀行	−	1,300	1,300
その他	6,215	8,364	14,580
合計	16,655	32,486	49,142

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2017年7月7日付でユナイテッド計画株式会社（以下「ユナイテッド計画」といいます。）との共同新設分割により千秋HDを設立するとともに、ユナイテッド計画から千秋HDの株式の一部を取得しました。これにより、千秋HD及びその子会社であるUREは当社の連結子会社となりました。

2 株式の状況 (2018年5月31日現在)

(1) 発行可能株式総数　140,400,000株

(2) 発行済株式の総数　37,134,200株

(3) 株主数　8,683名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
木南　陽介	7,450,000株	20.06%
住友林業株式会社	3,680,000株	9.91%
千本　倖生	2,637,400株	7.10%
辻本　大輔	2,500,000株	6.73%
本田　大作	2,008,000株	5.40%
株式会社ミツウロコグループホールディングス	1,939,200株	5.22%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,762,400株	4.74%
鈴与商事株式会社	1,512,000株	4.07%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	722,300株	1.94%
株式会社金子事務所	488,800株	1.31%

(注) 当社は自己株式を保有していません。

3 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第16回新株予約権	第23回新株予約権
保有人数	社外取締役 1名 監査役 1名	取締役 1名
保有する新株予約権の数	61個	50個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 48,800株	普通株式 40,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使価格	1株あたり 155円	1株あたり 194円
新株予約権の行使期間	2013年 2 月27日から 2021年 2 月 8 日まで	2015年 8 月30日から 2025年 8 月28日まで
その他行使の条件	(別記1)	

名称	第25回新株予約権	第26回新株予約権
保有人数	監査役 1名	取締役 1名 社外取締役 2名 監査役 2名
保有する新株予約権の数	30個	161個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 24,000株	普通株式 128,800株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使価格	1株あたり 194円	1株あたり 375円
新株予約権の行使期間	2016年 1 月28日から 2025年 8 月28日まで	2016年10月 6 日から 2026年 8 月30日まで
その他行使の条件	(別記1)	(別記2)

(注) 2014年3月24日開催の取締役会決議に基づき、2014年4月28日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っています。また、2016年11月29日開催の取締役会決議に基づき、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っています。さらに、2018年4月5日開催の取締役会決議に基づき、2018年5月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は調整後の株式の数を記載しています。

(別記1)

その他行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

(3) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(別記2)

その他行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

(3) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称		第1回株式報酬型新株予約権	
発行決議日		2017年11月27日	
発行した新株予約権の数		385個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　77,000株	
新株予約権の発行価額		1個あたり 116,600円	
新株予約権の行使価格		1株あたり　　1円	
新株予約権の行使期間		2020年12月13日から2027年12月12日まで	
その他行使の条件		(別記)	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数	385個
		目的となる株式数	77,000株
		交付者数	2人

(注) 2018年4月5日開催の取締役会決議に基づき、2018年5月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は調整後の株式の数を記載しています。

(別記)

その他行使の条件

(1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。

(2) 新株予約権者が上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日（以下、「権利行使開始日」という。）前に死亡した場合、本新株予約権の相続による承継は認めない。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。

(3) 新株予約権者が権利行使開始日以降に死亡した場合又は上記(2)ただし書に定める場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、本新株予約権を承継することができるものとする。この場合において、前者の権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間（ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。）に限り、後者の権利承継者は、権利行使開始日から6ヶ月を経過する日までの期間に限り、一括してのみ本新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本新株予約権をさらに承継することはできない。

(4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(7) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2018年5月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	千　本　倖　生	セグエグループ株式会社 社外取締役
代表取締役社長	木　南　陽　介	CEO
取締役	水　島　　正	株式会社コンサルティング・ワン 代表取締役
取締役	村　山　利　栄	株式会社ComTech 代表取締役会長 株式会社カチタス 社外取締役
取締役	南　川　秀　樹	早稲田大学 客員上級研究員 一般財団法人日本環境衛生センター 理事長 株式会社ファンケル 社外監査役
取締役	蟹　江　憲　史	国際連合大学サステイナビリティ高等研究所 シニアリサーチフェロー 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構総合地球環境学研究所 客員教授 東京大学国際高等研究所サステイナビリティ学連携研究機構 客員教授 東京工業大学大学院社会理工学研究科 特定教授
取締役	竹　内　行　夫	奈良県立大学 客員教授 京都大学公共政策大学院 大学外部評価委員
取締役	芳　川　恒　志	東京大学公共政策大学院 特任教授 一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹 公益財団法人笹川平和財団 顧問
常勤監査役	柴　田　雄　司	
監査役	金　子　憲　康	あさひ法律事務所 パートナー
監査役	佐　田　俊　樹	株式会社グッドパッチ 社外監査役
監査役	若　松　弘　之	公認会計士 若松弘之事務所 代表 株式会社ウィザス 社外監査役 株式会社ミクシィ 社外監査役 パイオニア株式会社 社外監査役

(注) 1. 取締役水島正、村山利栄、南川秀樹、蟹江憲史、竹内行夫、芳川恒志の6氏は、社外取締役です。
2. 取締役村山利栄氏の戸籍上の氏名は、志賀利惠です。
3. 監査役金子憲康、佐田俊樹、若松弘之の3氏は、社外監査役です。
4. 監査役近藤一義、平田幸一郎の両氏は、2017年8月30日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
5. 社外取締役及び社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
6. 監査役若松弘之氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 当社は、取締役水島正、村山利栄、南川秀樹、蟹江憲史、竹内行夫、芳川恒志の6氏並びに監査役金子憲康、佐田俊樹、若松弘之の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額です。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

区分	員数	報酬等の額
取締役 **(うち社外取締役)**	10名 (6)	112百万円 (36)
監査役 **(うち社外監査役)**	6 (4)	26 (11)
合計 **(うち社外役員)**	16 (10)	138 (47)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2014年４月28日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。
2. 監査役の報酬限度額は、2007年２月27日開催の第７回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいています。
3. 上記には、2017年８月30日開催の第18回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役２名及び監査役２名を含んでいます。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	発言状況
取締役	水　島　　正	100% 11回／11回中	－	議案審議等において、大手銀行及び投資ファンドにおける豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に関し、適宜発言を行っています。 また、任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の委員長を務め、委員会において重要な役割を果たしています。 さらに、筆頭独立社外取締役として、経営陣との連絡・調整、監査役との連携を図る役割を担っています。
取締役	村　山　利　栄	100% 11回／11回中	－	議案審議等において、投資銀行における豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に関し、適宜発言を行っています。 また、任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の委員を務め、委員会において重要な役割を果たしています。
取締役	南　川　秀　樹	100% 8回／8回中	－	議案審議等において、環境事務次官等を歴任したことによる国内外の環境行政の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に関し、適宜発言を行っています。 また、任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の委員を務め、委員会において重要な役割を果たしています。

地位	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	発言状況
取締役	蟹　江　憲　史	100% 8回／8回中	−	議案審議等において、国内外の大学や環境省及び経済産業省での各種委員等における活動を通じて培った高い見識に基づき、経営全般に関し、適宜発言を行っています。
取締役	竹　内　行　夫	100% 8回／8回中	−	議案審議等において、外務事務次官等を歴任したことによる豊富な海外ネットワークと幅広い見識に基づき、経営全般に関し、適宜発言を行っています。
取締役	芳　川　恒　志	100% 6回／6回中	−	議案審議等において、経済産業省や国際エネルギー機関等における国際的なネットワークと幅広い見識に基づき、経営全般に関し、適宜発言を行っています。
監査役	金　子　憲　康	100% 11回／11回中	100% 13回／13回中	議案審議等において、弁護士としての専門的かつ幅広い見識に基づき、適宜発言を行っています。
監査役	佐　田　俊　樹	100% 8回／8回中	100% 10回／10回中	議案審議等において、大手証券会社での勤務経験、投資会社等での社外監査役経験を通じて培った企業監査に関する専門的かつ幅広い見識に基づき、適宜発言を行っています。
監査役	若　松　弘　之	100% 8回／8回中	100% 10回／10回中	議案審議等において、公認会計士及び上場企業での社外監査役経験を通じて培った企業監査及び会計に関する高い見識に基づき、適宜発言を行っています。

（注）取締役会及び監査役会への出席状況について、取締役南川秀樹氏、蟹江憲史氏、竹内行夫氏、監査役佐田俊樹氏、若松弘之氏については、2017年8月30日の就任以降、取締役芳川恒志氏については、2017年10月6日の就任以降に開催された取締役会及び監査役会への出席状況を記載しています。

5 会計監査人の状況

(1) 名称　PwCあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をしました。
3．当社の子会社である株式会社水郷潮来ソーラー、株式会社富津ソーラー、及びUREは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行の状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると判断した場合には、会社法第344条第１項及び第３項に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制

（コーポレート・ガバナンス）

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 企業としての社会的役割・責任の下、企業理念に関する「RENOVAの理念」、企業倫理に関する「コンプライアンス憲章」に従い、役員及び使用人一同が、社会と共に成長・発展していく基本姿勢を持つよう徹底する。	① 原則毎月開催する「社員会」において、「RENOVAの理念」にのっとった事業活動の共有を行い、理念の浸透を図っています。また、「コンプライアンス憲章」の遵守に関する確認を毎年定期的に全社員に対して行い、コンプライアンス意識の醸成に取り組んでいます。
② 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の分離・効率化を図るため執行役員制度を導入する。執行役員は、取締役会の決議をもって任命され、代表取締役社長CEOの指揮命令・監督の下、担当職務を執行する。また、代表取締役社長CEOの意思決定及び業務執行をサポートする機関として「経営会議」を設置する。	② 2016年6月より執行役員制度を導入し、取締役の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の分離・効率化を図っています。また、当事業年度は月2回の「経営会議」を開催し、代表取締役社長CEOの意思決定のサポートを適宜行ってきました。
③ 経営の透明性・客観性を高め、また取締役及び執行役員の報酬の妥当性を確保するために、取締役会の諮問機関として、社外取締役及び代表取締役会長、代表取締役社長からなる、任意機関としての「指名・報酬委員会」を設置する。また、指名・報酬委員会の半数以上を社外取締役とし、そのうち1名を委員長とする。	③ 2016年6月より、社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」（任意機関）を設置し、取締役及び執行役員の評価を行ってきました。経営の透明性・客観性を一層高め、また取締役及び執行役員の報酬の妥当性を確保する体制としています。
④ 取締役及び執行役員は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及びその他の社内規程等の社会的・社内的な規則に従い、業務を執行する。	④ 取締役及び執行役員は、取締役会の決定した業務分掌に基づき、法令、定款、取締役会決議及びその他の社内規程等に従って、分担して業務を執行しています。当該業務執行状況は、定期的に取締役会に報告され、また前述の「指名・報酬委員会」において評価されています。
⑤ 組織、職制、指揮命令系統、決裁権限及び業務分掌等を定めた業務・組織関連規程を制定し、これらに従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応して不断の見直しを行う。	⑤ 市場環境や経営環境の変化に柔軟に対応して組織体系を見直すと共に、定められた指揮命令系統、決裁権限、業務分掌に従い、職務を執行する体制を整備しています。
⑥ 監査役は、法令が定める権限を行使すると共に、会計監査人、内部監査室と連携して、「監査役規程」に則り、取締役及び執行役員の職務執行の適正性について監査を実施する。	⑥ 監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス推進委員会等の重要会議への出席、当社及び子会社の拠点往査、当社及び重要な子会社の代表取締役その他経営幹部との意見交換等により、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の取締役の職務執行の適正性について監査を実施しています。

（コンプライアンス）

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 代表取締役社長CEOを委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置し、監査役と連携しながらコンプライアンス体制の整備を図る。	① コンプライアンス推進委員会を年6回開催しており、当社及び子会社のコンプライアンス推進を図っています。また、監査役も当該委員会に参加して連携するとともに、活動内容は年度末に取締役会へ報告しています。
② 役員、執行役員及び使用人の法令・定款違反があった場合、取締役会、指名・報酬委員会、コンプライアンス推進委員会、組織管理本部が連携し、公正な処分を行う。	② 役員、執行役員及び使用人において法令・定款違反があった場合又はコンプライアンス憲章や社内規程等に違反があった場合は、十分な調査及び事実確認の上、指名・報酬委員会、コンプライアンス推進委員会、組織管理本部が連携して、公正な処分案の検討を行う体制となっています。また、決定された重大な処分については、取締役会に報告されることとなっています。
③ すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人を対象とした内部通報制度を整備する。また、通報者に対し不利益が生じない体制を構築する。	③「企業倫理ホットライン」を開設し、外部弁護士、常勤監査役及び内部監査室担当者を窓口として、当社及び子会社において運用を行っています。また、情報提供者が情報を提供したこと及び調査に協力したことを理由として、情報提供者に不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者には社内規程に従って処分を課す等、不利益が生じない体制が構築されています。

（内部監査）

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 他の業務部門から独立した、代表取締役社長CEOが直接管理する内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従った内部監査を実施する。	① 代表取締役社長CEOが直轄管理する内部監査室において、3名体制で内部監査を行っています。内部監査は「内部監査規程」に則り、当社及び子会社に対して適切に行われています。

（2）取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する方針及び体制

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 株主総会議事録、取締役会議事録の法定文書のほか、取締役及び執行役員の職務執行に関わる情報は、「定款」、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「文書保存管理規程」に従い適正に保存・管理する。	① 株主総会議事録、取締役会議事録はじめ、経営会議議事録等、取締役及び執行役員の職務執行に関わる情報は、「定款」、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「文書保存管理規程」に従い適正に保存・管理されています。
② 情報の保存及び管理が規程に従い適正になされているか内部監査室による監査等により確認する。	② 情報の保存及び管理の状況については、内部監査室による監査をはじめ、監査役監査においても確認されています。
③ 会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部門を設置するとともに、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。	③ 情報開示マニュアルに基づき、代表取締役社長CEOが情報開示担当役員を任命し、情報開示担当役員が所管するIR室を情報開示担当部門として設置し、適時適切に開示しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程、その他の方針及び体制

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 経営活動上のリスクとして、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応の体制を整備する。	①当社及び子会社のリスク管理を推進するために「リスク管理規程」を定めると共に、経営企画室を主管部門としてリスク管理委員会を設置し、リスクの把握を行う体制を整備しています。また、当社及び子会社の重要なリスクについて毎年見直し、全社的なリスクの管理に努めるとともに、年度末には取締役会へ活動報告を行っています。
② 重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施出来る体制を整備する。	② 当社及び子会社において災害等の重大な事態が生じた場合、危機管理規程に基づいて迅速に報告が行われる体制が構築されています。また、当社においてはBCP（事業継続計画）を策定し、緊急の事態においても事業が継続できる体制を整備していますが、当社の規模及び業態の変化に伴い内容を改定しています。
③ 決裁権限規程に従い、所定の権限及び責任に基づいた業務及び予算の執行を徹底し、未然にリスク回避を図る。	③ 当社においては決裁権限規程、関係会社管理規程、子会社においても同様の決裁権限規程を定め、決裁事項や金額規模等に応じた決裁権が明確に定められており、未然の損失の危機回避のための体制が整備されています。

(4) 取締役及び執行役員の職務の執行が、効率的に行われることを確保するための方針及び体制

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 取締役会は、年8回以上開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うと共に、執行役員以下の職務執行の状況を監督する。	① 2018年5月期においては、取締役会が11回開催され、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況が報告されています。
② 代表取締役社長CEO、常勤の取締役、執行役員、本部長、代表取締役社長CEOが指名する部門長で構成する経営会議を原則毎月2回開催し、業務執行上の重要課題について報告・審議を行う。	② 2018年5月期においては、23回の経営会議が開催され、業務執行上の重要課題について報告・審議が行われました。
③ 適正かつ効率的な業務の執行を確保するため、「組織規程」等において各役職者の権限及び責任の明確化を図る。	③ 組織規程において、各組織の職務分掌及び役職者の責任を明確にしています。また、決裁権限規程において各役職者の権限を明示しています。
④ 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うために、必要に応じ各種の社内委員会を設置し、担当分野における経営課題について慎重な協議を行い、取締役会の意思決定に資する。	④ 当社においては、「指名・報酬委員会」「コンプライアンス推進委員会」「安全衛生委員会」「リスク管理委員会」を設置し、各分野における経営課題について、慎重かつ迅速な協議を行い、経営改善及び取締役会の意思決定に資する活動を行っています。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における、業務の適正を確保するための方針及び体制

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 当社及び子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長CEO、監査役及び部門責任者に報告し、内部統制の指導、実施の支援を行い、改善を図る。	①「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」の運用状況のとおり、子会社においても内部監査を実施しています。
② 当社及び子会社の月次業績レビューや業務管理状況を確認し、当社取締役会並びに経営会議への報告を行い、当社及び子会社の業務執行の適正を確保する。	② 関係会社管理規程に則り、管掌部門を中心として子会社の月次業績レビューが行われており、適宜当社取締役会並びに経営会議への報告が行われる体制が整備され、運用されています。
③「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」に記載する、「コンプライアンス」体制を当社及び子会社全体に適用し、子会社各社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備する。	③「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」の運用状況のとおり、当社コンプライアンス推進委員会において当社及び子会社全体のコンプライアンス状況の確認を行っています。また、必要に応じて子会社各社にコンプライアンス委員会を設置し、各社におけるコンプライアンスの徹底を図っています。
④「(3) 損失の危険の管理に関する規程、その他の方針及び体制」に記載するリスク管理体制を、子会社においても同様に整備し、リスク管理を行う。	④「(3) 損失の危険の管理に関する規程、その他の方針及び体制」の運用状況のとおり、子会社の損失の危機を未然に回避するための管理が行われています。
⑤ 管掌部門を中心とした子会社管理を行い、各子会社の適切かつ効率的な運営を促進する。	⑤ 子会社の独立性に配慮しつつも、当社から子会社への役員派遣及び決裁権限の明確化により、適切かつ効率的な子会社管理を行う体制を構築し、運用しています。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 監査役は、取締役会、経営会議のほか、社内の各種重要会議に出席し、取締役及び執行役員の職務の執行状況を確認する。	①「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」の運用状況「コーポレート・ガバナンス」⑥に記載のとおりです。
② 取締役及び執行役員は、主な業務執行について適宜適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。	② 取締役及び執行役員は、取締役会及び経営会議において、監査役にも業務執行について適宜適切に報告を行っており、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときも、直ちに監査役に報告を行う体制として運用しています。
③ 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時監査役に事業の報告を行う。	③ 監査役の求めがある場合には、監査役に対する報告を行うこととしています。
④ 内部監査室は、定期的に内部監査結果を監査役に報告する。	④ 内部監査室は、定期的に内部監査結果に関する報告を監査役に対して行っており、監査役と適宜連携を図る体制となっています。
⑤ 監査役が当社及び子会社の取締役及び監査役並びに使用人から報告を受けることができるよう、内部通報制度を整備する。	⑤ 当社の企業倫理ホットラインにおいては、常勤監査役も通報窓口としており、監査役が当社及び子会社の取締役及び監査役並びに使用人から報告を受けることができる体制を運用しています。
⑥ 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇を、一切行わない。	⑥「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」の運用状況「コンプライアンス」③に記載のとおり、企業倫理ホットライン等を通じた通報窓口への情報提供者に対して、不利益が生じない体制が構築されています。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 監査役が必要と認め、設置要請がある場合は、専任部署を設置する。また、その使用人は社内組織から独立したものとし、監査役が必要な業務を命令するものとする。	① 当社は監査役の求めに応じ、2016年6月より監査役室を設置し、監査役の職務の補助を行っています。また、その使用人は社内組織から独立したものとし、監査役が必要な業務を命令する体制となっています。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 代表取締役社長CEO、会計監査人、内部監査室は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。	① 代表取締役社長CEO、会計監査人、内部監査室は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的に監査役と意見交換を実施しています。また、会計監査人、内部監査室、監査役による定例の三様監査会を実施し、監査の実効性を高めるための意見交換が行われています。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 監査役の職務に必要な費用について、監査役の監査計画に応じて予算化し、有事における監査費用についても監査役又は監査役会の要請により適切かつ迅速にこれを前払い又は償還する。	① 監査役の職務に必要な費用については、監査計画に応じて予算化されており、監査役又は監査役会の要請により監査に必要とされた費用については、適切かつ迅速にこれを前払い又は償還しています。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告について適切に整備、運用を行う。	① 代表取締役社長CEOを責任者として、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部監査室が、その仕組みが適正に機能することを計画的かつ継続的に評価しており、不備があれば必要な是正を行います。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

【取締役会での決議内容】	【運用状況の概要】
① 反社会的勢力からの圧力に対しては、毅然とした対応をとる。また、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたない。	① 当社は、「コンプライアンス憲章」において反社会的勢力からの圧力に対しては、毅然とした対応をとる旨を定め、すべての取引先（公的機関除く）・役職員について、民間の調査会社を活用し、反社会的勢力との関係の有無を調査しています。また、契約締結の際には、反社会的勢力との関係がない旨の表明保証、関係判明の際の即時解除の規定を設けています。

連結計算書類

連結貸借対照表（2018年5月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**19,382**
現金及び預金	14,118
売掛金	1,665
仕掛品	45
原材料及び貯蔵品	162
関係会社立替金	3,043
繰延税金資産	197
その他	393
貸倒引当金	△ 243
固定資産	**45,500**
有形固定資産	**40,684**
建物及び構築物	5,732
減価償却累計額	△ 500
建物及び構築物（純額）	5,232
機械装置及び運搬具	40,209
減価償却累計額	△6,632
機械装置及び運搬具（純額）	33,577
土地	1,738
建設仮勘定	87
その他	48
無形固定資産	**1,289**
のれん	564
その他	724
投資その他の資産	**3,526**
関係会社株式	358
その他の関係会社有価証券	1,077
繰延税金資産	947
その他	1,152
投資損失引当金	△ 9
繰延資産	**830**
創立費	0
開業費	830
資産合計	**65,713**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**5,410**
買掛金	111
1年内返済予定の長期借入金	1,924
1年内返済予定のノンリコース長期借入金	2,020
未払法人税等	551
賞与引当金	136
その他	665
固定負債	**49,433**
長期借入金	14,730
ノンリコース長期借入金	30,465
繰延税金負債	71
資産除去債務	2,445
特別修繕引当金	222
その他	1,497
負債合計	**54,843**
（純資産の部）	
株主資本	**7,673**
資本金	1,986
資本剰余金	1,973
利益剰余金	3,713
その他の包括利益累計額	**△ 25**
繰延ヘッジ損益	△ 4
為替換算調整勘定	△ 20
新株予約権	**5**
非支配株主持分	**3,216**
純資産合計	**10,870**
負債純資産合計	**65,713**

連結損益計算書（2017年6月1日から2018年5月31日まで）　（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**11,740**
売上原価		**5,780**
売上総利益		**5,959**
販売費及び一般管理費		**2,279**
営業利益		**3,679**
営業外収益		
受取利息	0	
持分法による投資利益	23	
受取保険金	15	
補助金収入	26	
為替差益	4	
その他	11	80
営業外費用		
支払利息	1,265	
支払手数料	61	
開業費償却	363	
その他	14	1,705
経常利益		**2,055**
特別利益		
債務消滅益	86	86
特別損失		
固定資産除却損	1	
段階取得に係る差損	19	20
税金等調整前当期純利益		**2,120**
法人税、住民税及び事業税	1,064	
法人税等調整額	△577	487
当期純利益		**1,633**
非支配株主に帰属する当期純利益		832
親会社株主に帰属する当期純利益		**800**

計算書類

貸借対照表（2018年5月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**8,890**
現金及び預金	5,184
売掛金	325
仕掛品	45
前払費用	32
関係会社立替金	3,078
繰延税金資産	152
その他	349
貸倒引当金	△278
固定資産	**8,125**
有形固定資産	**55**
建物	71
減価償却累計額	△45
建物（純額）	26
工具、器具及び備品	55
減価償却累計額	△42
工具、器具及び備品（純額）	13
車両運搬具	12
減価償却累計額	△4
車両運搬具（純額）	7
リース資産	18
減価償却累計額	△11
リース資産（純額）	7
建設仮勘定	1
無形固定資産	**16**
ソフトウエア	16
その他	0
投資その他の資産	**8,053**
関係会社株式	2,394
その他の関係会社有価証券	5,248
繰延税金資産	108
その他	311
投資損失引当金	△9
資産合計	**17,016**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**1,945**
1年内返済予定の長期借入金	1,256
リース債務	4
未払金	138
未払費用	35
前受金	358
賞与引当金	127
その他	25
固定負債	**6,708**
長期借入金	6,694
リース債務	3
その他	10
負債合計	**8,653**
（純資産の部）	
株主資本	**8,357**
資本金	**1,986**
資本剰余金	**1,964**
資本準備金	1,964
利益剰余金	**4,406**
その他利益剰余金	4,406
繰越利益剰余金	4,406
新株予約権	**5**
純資産合計	**8,363**
負債純資産合計	**17,016**

損益計算書（2017年6月1日から2018年5月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**2,359**
売上原価		**99**
売上総利益		**2,260**
販売費及び一般管理費		**2,037**
営業利益		**222**
営業外収益		
受取配当金	675	
その他	9	685
営業外費用		
支払利息	77	
支払手数料	50	
その他	9	137
経常利益		**769**
税引前当期純利益		**769**
法人税、住民税及び事業税	141	
法人税等調整額	△213	△72
当期純利益		**842**

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2018年7月5日

株式会社レノバ
　取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　沢　直　靖　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　五　代　英　紀　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レノバの2017年6月1日から2018年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レノバ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2018年7月5日

株式会社レノバ
　取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　沢　直　靖　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　五　代　英　紀　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レノバの2017年6月1日から2018年5月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年6月1日から2018年5月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年7月12日

株式会社レノバ 監査役会

監査役（常勤監査役） 柴 田 雄 司 ㊞

監査役（社外監査役） 金 子 憲 康 ㊞

監査役（社外監査役） 佐 田 俊 樹 ㊞

監査役（社外監査役） 若 松 弘 之 ㊞

以 上

1. 固定価格買取制度（FIT）

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（FIT法）に基づき、電気事業者（電気事業法上に定義された、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者の総称）が再生可能エネルギーで発電された電力を固定価格で買い取る制度です。太陽光、バイオマス、風力、地熱及び水力等により発電された電力が当該制度に基づいて電気事業者に販売され、その販売単価は年度毎に経済産業省・資源エネルギー庁の調達価格等算定委員会において定められます。電気事業者との受給契約（売電契約）・系統連系契約（電力系統への接続契約）が締結された場合、一定期間（10kW以上太陽光・バイオマス・風力・水力：20年間、地熱：15年間）に亘り設備認定（2017年4月以降は事業計画認定（事業認定））手続き等に基づき適用される固定価格での電力売買が行われます。
また、2015年1月に、太陽光発電所や風力発電所等の自然変動電源による発電量が大幅に増加した場合でも電力需給バランスを保ち、電力供給の安定化を図ることを目的とし、出力抑制ルールを拡充する制度改定が行われています。出力抑制ルールに基づき、旧一般電気事業者（東京電力・北海道電力・東北電力・北陸電力・中部電力・関西電力・中国電力・四国電力・九州電力・沖縄電力の総称）は、一定条件のもとで再生可能エネルギーを電源とする発電所による系統への送電電力の数量や質に制限を加えることができます。

2. 当社の連結会計年度

当社単体及び当社グループの連結上の決算月は5月ですが、発電所を所有する当社連結子会社及び関連会社の多くは決算月が3月です。下記の表のとおり、当社連結子会社及び関連会社の年次決算月が3月の場合、翌々月の5月を決算月とする当社の連結会計年度の業績に含まれます。

当社連結会計年度と関係会社会計年度の関係

	2017年									2018年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
3月期決算の子会社・関連会社	2018年5月期　連結会計年度													
5月期決算の子会社・関連会社			2018年5月期　連結会計年度											
当社（単体）			2018年5月期　連結会計年度											
当社グループ(連結)			2018年5月期　連結会計年度											

3. SPC（特別目的会社）

当社グループでは基本的に発電所毎に共同事業者が異なること、また、プロジェクトファイナンスを行う上でリスク分散を図ることを理由として、発電所を立ち上げる毎にSPCを設立し、当該SPCに発電所を所有させています。なお、当社グループにおいてはSPCを株式会社として設立して株式による出資を行う場合に加え、SPCを会社法上の合同会社（GK）として設立して商法上の匿名組合（TK）として営業者に出資を行う場合（TK-GKスキーム）があります。TK-GKスキームの主な特徴としては匿名組合員が有限責任であること及び営業者であるSPCの段階で法人税課税が発生せず、匿名組合員に直接課税されることが挙げられます。

4. 運営管理報酬

発電所建設の工程管理、決算及び金融機関へのレポーティング等に代表される業務に対して、発電所の建設期間及び売電期間に亘り支払われる報酬です。なお子会社や関連会社に対する当社の持分に相当する運営管理報酬については、連結決算上は連結グループ内取引として連結消去されます。

5. 配当・匿名組合分配益

「再生可能エネルギー発電事業」に属するSPCが株式会社として運営されている場合は、当該SPCから当社へ支払われた配当金については当社単体の営業外収益に計上され、これはセグメント間取引として「再生可能エネルギー開発・運営事業」のセグメント利益に反映されます。また、「再生可能エネルギー発電事業」に属するSPCが匿名組合として運営されている場合は、当該SPCで計上された利益のうちの当社出資割合分相当額についてその発生年度に匿名組合分配益として当社単体の売上高に計上し、一方損失が発生した場合は、その損失のうちの当社出資割合分相当額を匿名組合分配損として当社単体の販管費へ計上しています。これらもセグメント間取引として「再生可能エネルギー開発・運営事業」のセグメント利益に反映されます。なお、これらセグメント利益に反映された株式会社SPCからの配当金及び匿名組合SPCからの分配損益については、連結決算上は連結グループ内取引として連結消去されます。

6. 事業開発報酬

各再生可能エネルギー発電所に係る土地確保、主要な融資関連契約の締結及び主要なプロジェクト関連契約の締結等をもって開発支援に係る役務の提供を完了とみなし、役務提供の完了をもって概ね開発規模や当社による当該プロジェクトの開発に対する貢献度に応じて支払われる報酬です。なお、子会社や関連会社に対する当社の持分に相当する事業開発報酬については、連結決算上は連結グループ内取引として連結消去されます。

7. AM事業者

発電所の建設や運営においてアセットマネジメント（管理業務）を請け負う事業者のことを指しています。

8. EPC事業者

発電所建設において、Engineering（設計）、Procurement（調達）及びConstruction（建設）を含む一連の工程を請け負う事業者のことを指しています。

9. O&M事業者

発電所の運営において、Operation（運転）及びMaintenance（維持）を請け負う事業者のことを指しています。

10. 小売電気事業者又は一般送配電事業者

電気事業法第2条第17項における小売電気事業者又は一般送配電事業者を指します。本書では主として電力需要家又は卸売事業者に対して電力販売を行う事業者全般を意味しています。

11. 環境アセスメント

1997年6月に制定された環境影響評価法（環境アセスメント法）は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所等13種類の事業において環境アセスメントの手続きを行うことを定めています。また、各地方自治体が規定する環境影響評価条例（環境アセスメント条例）においては、各地域に適した環境アセスメント対象事業が別途定められています。環境アセスメント法や環境アセスメント条例の対象事業となる場合、事業者は環境アセスメントを行うことが義務付けられています。環境アセスメントにおいては、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」（大気環境、水環境及び土壌環境・その他の環境）、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」（植物、動物及び生態系）、「人と自然との豊かな触れ合い」（景観及び触れ合い活動の場）、「環境への負荷」（廃棄物及び温室効果ガス等）の中から対象事業の性質に応じて適切な環境要素が選定され、事業者自らが調査・予測・評価を行っていきます。

株式事務のご案内

上場市場	東京証券取引所市場第一部
上場日	2017年2月23日（2018年2月23日に東京証券取引所市場第一部に市場変更）
証券コード	9519
事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで（毎年4月1日から翌年3月31日まで）
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
株主確定基準日	毎年5月31日（毎年3月31日）
剰余金の配当の基準日	毎年5月31日（毎年3月31日） 毎年11月30日（毎年9月30日）
株式の売買単位	100株
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
連絡先・郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話　0120-782-031（フリーダイヤル） ※照会先受付時間：土・日・祝祭日を除く9：00～17：00
各種事務手続き	詳しくは、下記ページをご確認ください。 **https://www.smtb.jp/personal/agency/** お届出の住所・印鑑・姓名等の変更、単元未満株式買取請求、名義変更などの当社株式に関する事務手続き用紙のご請求につきましては、お取引先の証券会社にご連絡ください。

（注）第19回定時株主総会において、事業年度を変更するための定款一部変更の議案を付議いたします。承認可決いただきましたら、事業年度、株主確定基準日、剰余金の配当の基準日は、カッコ内のとおり変更となります。

株主総会会場ご案内図



会 場 **帝国ホテル　本館中２階　光の間**

東京都千代田区内幸町一丁目１番１号

電話　03-3504-1111（代表）

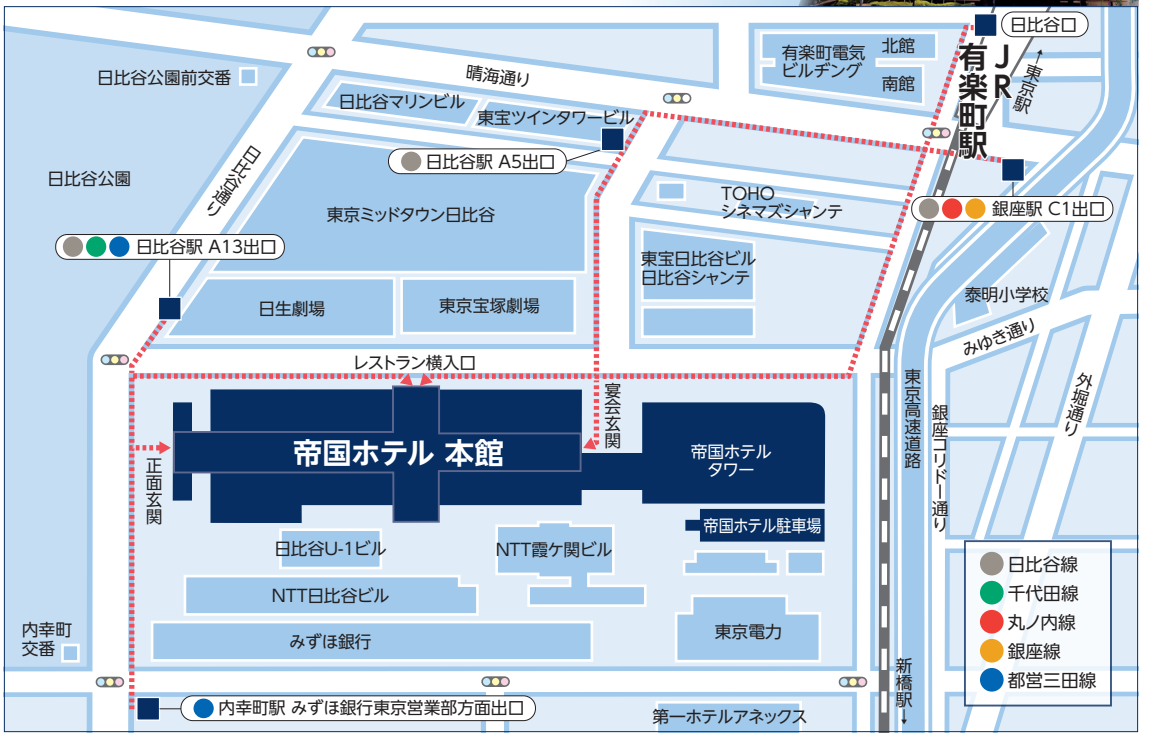

交 通

ＪＲ	山手線・京浜東北線	「有楽町駅」	徒歩５分
地下鉄	●日比谷線・●千代田線・●都営三田線	「日比谷駅」	徒歩３分
	●都営三田線	「内幸町駅」	徒歩３分
	●銀座線・●日比谷線・●丸ノ内線	「銀 座 駅」	徒歩５分

- **株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。**
- ご来場に際しましては、当社として専用の駐車場はご用意しておりません。公共交通機関のご利用をお願い申しあげます。
- 本株主総会におきましては、当社の役員及び係員は、節電への取り組みとして、ノー・ネクタイの軽装（クールビズ）にて対応させて頂く予定です。

UD FONT

VEGETABLE OIL INK

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。